

第515回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和5年2月16日（木）

公聴会終了後

場所：水戸市三の丸1-5-38

茨城県三の丸庁舎 3階 共用会議室A

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員、 委員

5 議 題

第1号議案 海区漁場計画の案について（答申）

第2号議案 くろまぐろ等に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

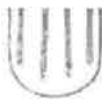
第3号議案 個人情報保護法の一部改正に伴う茨城海区漁業調整委員会規程の一部改正について（協議）

6 報告事項

（1）令和5年冬春期の沿岸漁海況予報について

7 その他

8 閉 会



資料No. 1

漁諮問第13号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条の規定に基づき、茨城海区に係る海区漁場計画を別紙のとおり定めたいので、同法第64条第4項の規定に基づき、意見を求める。

令和5年1月11日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の理由

茨城海区において現在免許している共同漁業権15件及び定置漁業権1件の存続期間は令和5年以内に満了するが、当該海区における漁業生産力の発展と水産資源の保存及び管理を図るためには、引き続き漁業の免許をする必要があり、また、公益にも支障を及ぼさないと認められるので、別紙のとおり海区漁場計画を定め、意見を求めるものである。

茨城海区漁場計画 (案)

第1 漁業権に関する事項

1 公示番号 茨共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	ほや漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県北茨城市平潟町地先

ウ 漁場の区域

次の基点ア、イ、ウ、エ及び基点第24号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(別図のとおり)

	緯度経度	位置
基点J	36° 51.484' N 140° 47.618' E	茨城県北茨城市平潟町平潟漁港西防波堤に設置した標識
基点第24号	36° 50.517' N 140° 47.833' E	茨城県北茨城市平潟町字北ノ作1435番地の1に設置した標柱
ア	36° 51.545' N 140° 47.604' E	基点Jから348度45分32秒(真方位)115メートルの点
イ	36° 51.567' N 140° 47.634' E	アから48度33分8秒(真方位)59.5メートルの点
ウ	36° 51.669' N 140° 48.363' E	イから79度30分(真方位)1,100メートルの点
エ	36° 50.598' N 140° 48.293' E	基点第24号から77度(真方位)700メートルの点

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

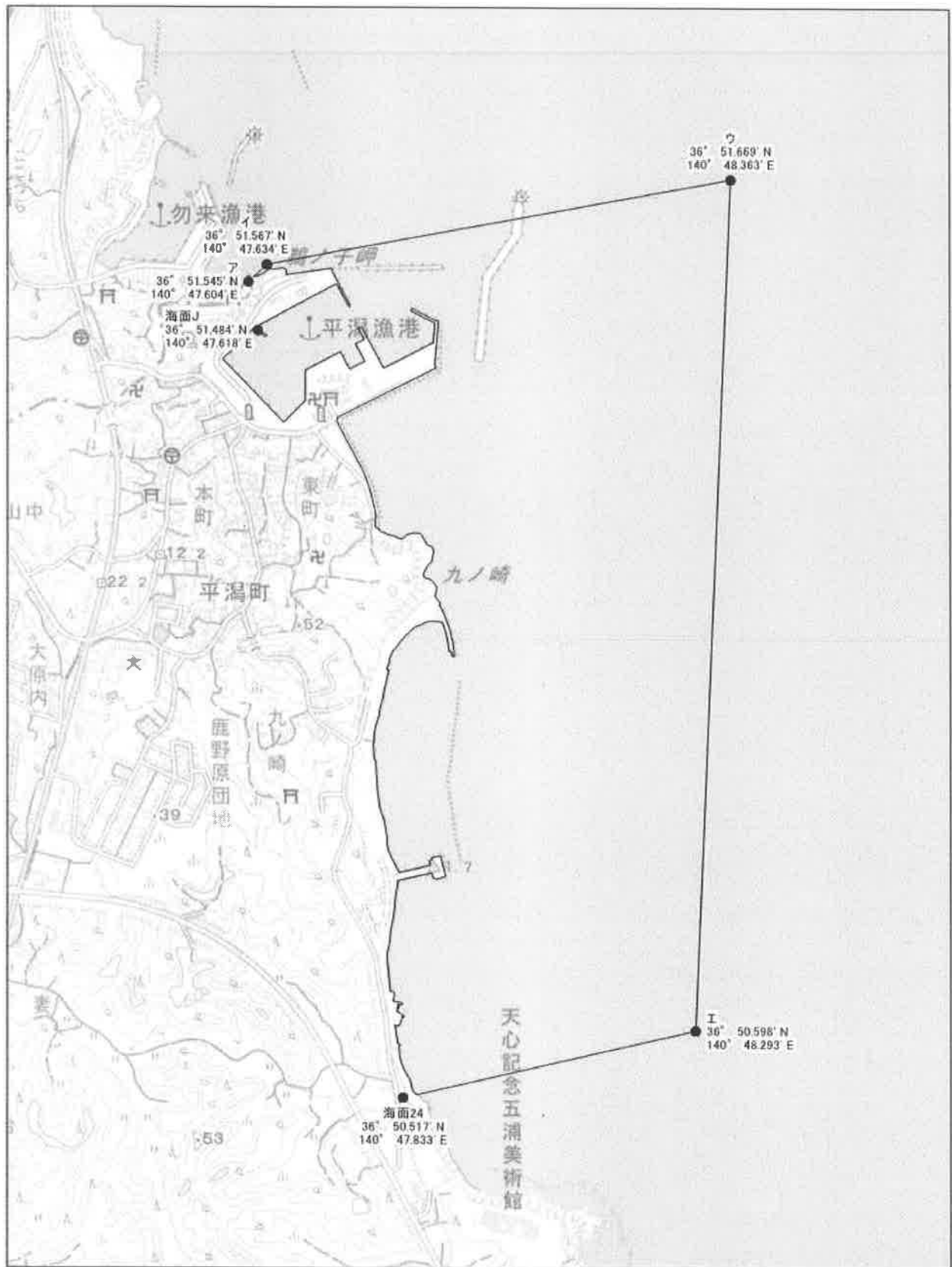
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県北茨城市平潟町及び関本町関本中

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第1号

背景図:地理院タイル

2 公示番号 茨共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	ほや漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1月1日から12月31日まで
	うばがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで
ふのり漁業	1月1日から12月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	

イ 漁場の位置

茨城県北茨城市大津町から高萩市高戸に至る地先

ウ 漁場の区域

次の基点第24号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第20号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度 経度	位置
基点第24号	36° 50.517' N 140° 47.833' E	茨城県北茨城市平潟町字北ノ作1435番地の1に設置した標柱
基点第27号	36° 49.796' N 140° 48.190' E	大津岬灯台（茨城県北茨城市大津町）の中心点
基点第22号	36° 46.666' N 140° 44.680' E	茨城県北茨城市中郷町下桜井字南山下973番地に設置した標柱
基点第20号	36° 43.080' N 140° 43.497' E	茨城県高萩市大字高戸字新立631番地に設置した標柱
ア	36° 50.598' N 140° 48.293' E	基点第24号から77度（真方位）700メートルの点
イ	36° 50.382' N 140° 48.674' E	基点第27号から33度（真方位）1,300メートルの点
ウ	36° 49.387' N 140° 48.901' E	基点第27号から125度（真方位）1,300メートルの点
エ	36° 49.133' N 140° 48.481' E	基点第27号から160度（真方位）1,300メートルの点

オ	36° 49.138' N 140° 47.883' E	基点第 27 号から 200 度 (真方位) 1,300 メートルの点
カ	36° 49.138' N 140° 47.039' E	基点第 27 号から 234 度 (真方位) 2,100 メートルの点
キ	36° 46.433' N 140° 45.286' E	基点第 22 号から 115 度 (真方位) 1,000 メートルの点
ク	36° 42.968' N 140° 43.868' E	基点第 20 号から 110 度 (真方位) 590 メートルの点

(2) 免許予定日

令和 5 年 9 月 1 日

(3) 申請期間

令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

(4) 関係地区

茨城県北茨城市大津町、大津町五浦、大津町北町、関南町神岡上、関南町神岡下、関南町仁井田及び磯原町磯原並びに高萩市高戸

(5) 存続期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

3 公示番号 茨共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	ほや漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県高萩市高戸地先

ウ 漁場の区域

次のイ、ウ、エ、オ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度 経度	位置
基点第20号	36° 43.080' N 140° 43.497' E	茨城県高萩市大字高戸字新立 631 番地に設置した標柱
ア	36° 43.063' N 140° 43.553' E	基点第20号から110度（真方位）90メートルの点
イ	36° 43.302' N 140° 44.057' E	アから58度54分（真方位）870メートルの点
ウ	36° 43.874' N 140° 45.260' E	アから58度54分（真方位）2,950メートルの点
エ	36° 42.101' N 140° 45.023' E	アから128度35分（真方位）2,820メートルの点
オ	36° 42.113' N 140° 44.041' E	アから157度（真方位）1,900メートルの点

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

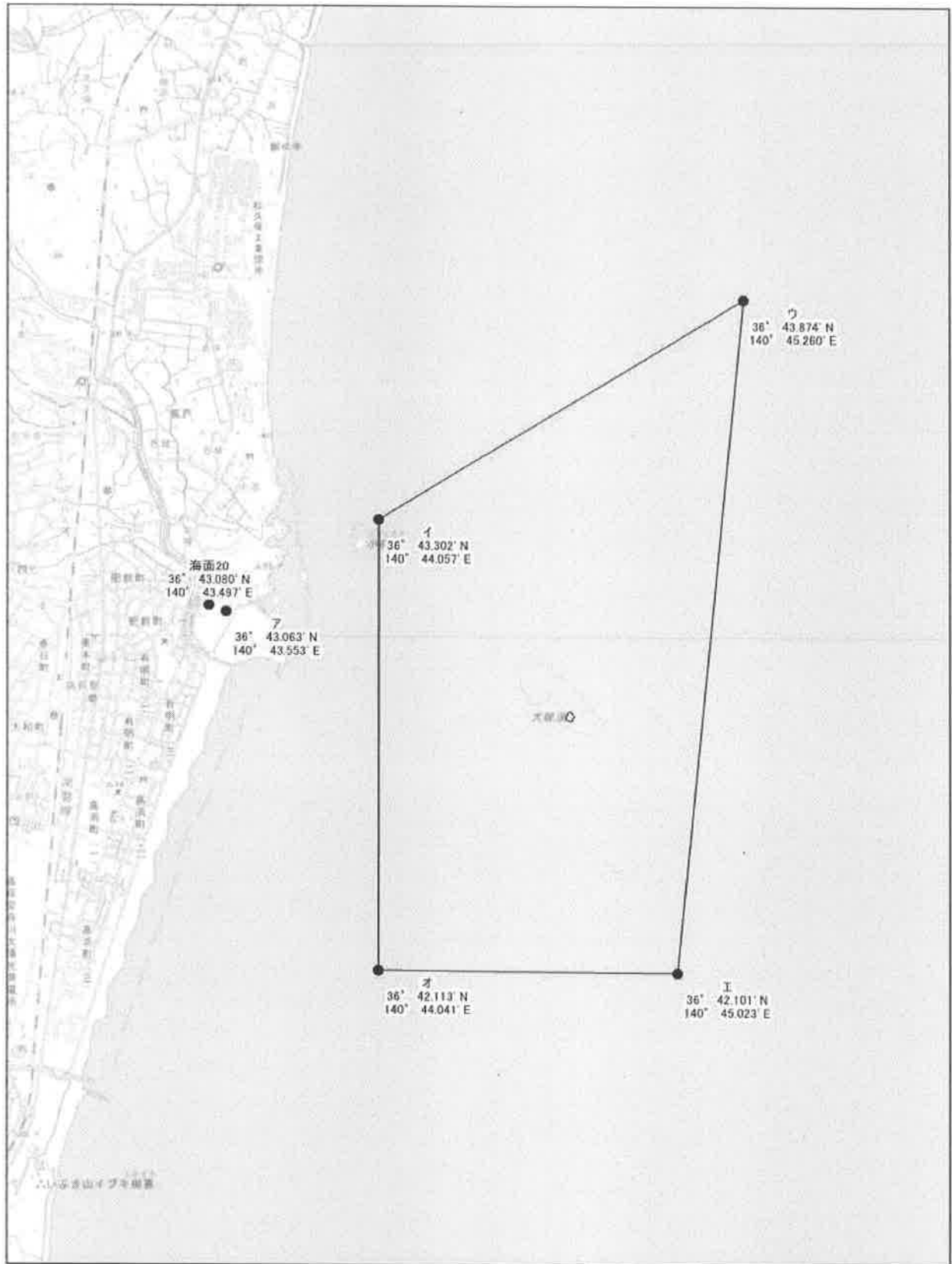
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県北茨城市大津町、大津町五浦、大津町北町、関南町神岡上、関南町神岡下、関南町仁井田及び磯原町磯原並びに高萩市高戸並びに日立市十王町伊師、川尻町、折笠町、小木津町、日高町、相田町及び田尻町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第4号

背景図: 地理院タイル

4 公示番号 茨共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
	つまた類漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市十王町伊師から田尻町に至る地先

ウ 漁場の区域

次の基点第19号、ア、イ、ウ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第19号	36° 41.639' N 140° 42.979' E	茨城県日立市十王町伊師地先海岸に設置した標識
基点第18号	36° 39.620' N 140° 42.779' E	小貝国有林（茨城県日立市川尻町小貝）256ろ内に設置した標柱
基点第16号	36° 36.977' N 140° 40.863' E	茨城県日立市滑川町字北川2135番地先に設置した標柱
ア	36° 41.407' N 140° 44.014' E	基点第19号から105度（真方位）1,600メートルの点
イ	36° 39.331' N 140° 43.791' E	基点第18号から109度（真方位）1,600メートルの点
ウ	36° 36.563' N 140° 41.735' E	基点第16号から120度（真方位）1,510メートルの点

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

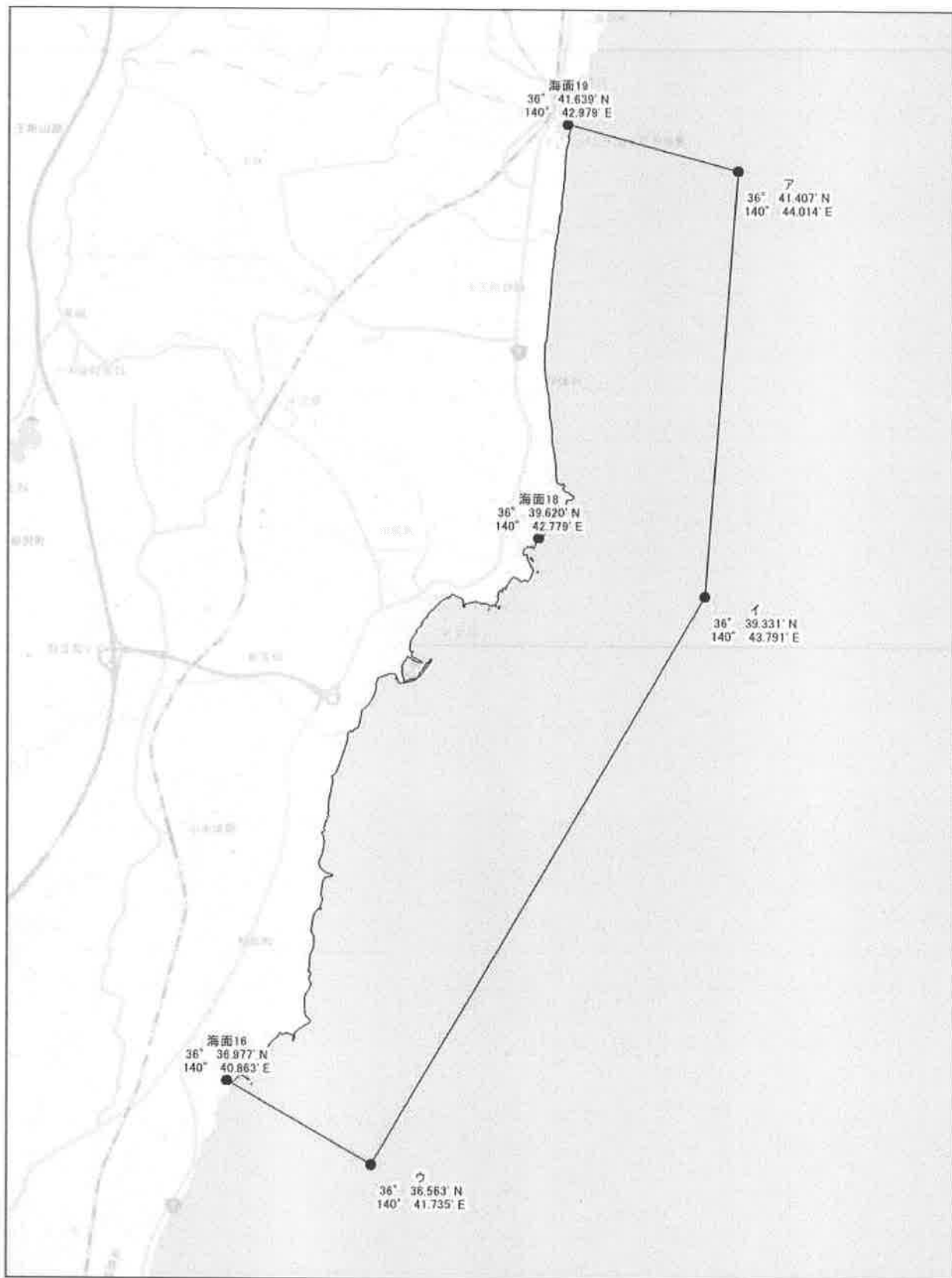
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市十王町伊師、川尻町、折笠町、小木津町、日高町、相田町及び田尻町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第5号

背景図: 地理院タイル

5 公示番号 茨共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市東滑川町から会瀬町に至る地先

ウ 漁場の区域

次の基点第16号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(別図のとおり)

	緯度経度	位置
基点第16号	36° 36.977' N 140° 40.863' E	茨城県日立市滑川町字北川2135番地先に設置した標柱
ア	36° 36.563' N 140° 41.735' E	基点第16号から120度(真方位)1,510メートルの点
イ	36° 33.879' N 140° 39.802' E	ウから135度(真方位)1,350メートルの点
ウ	36° 34.399' N 140° 39.168' E	基点Kから31度25分12秒(真方位)299.5メートルの点
基点K	36° 34.262' N 140° 39.062' E	茨城県日立市東成沢町1丁目地先の国土交通省基準点(日立バイパス3-4)

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市滑川町、東滑川町、本宮町、高鈴町、東町、旭町、相賀町、幸町及び会瀬町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

6 公示番号 茨共第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市東成沢町、国分町及び河原子町地先

ウ 漁場の区域

次のウ、ア、イ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度 経度	位置
基点K	36° 34.262' N 140° 39.062' E	茨城県日立市東成沢町1丁目地先の国土交通省基準点（日立バイパス3-4）
ウ	36° 34.399' N 140° 39.168' E	基点Kから31度25分12秒（真方位）299.5メートルの点
ア	36° 33.879' N 140° 39.802' E	ウから135度（真方位）1,350メートルの点
イ	36° 31.840' N 140° 38.909' E	エから135度（真方位）1,300メートルの点
エ	36° 32.341' N 140° 38.299' E	基点第11号から226度30分（真方位）210メートルの点
基点第11号	36° 32.419' N 140° 38.401' E	茨城県日立市河原子町三丁目51番地河原子港南浜護岸に設置した標識

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

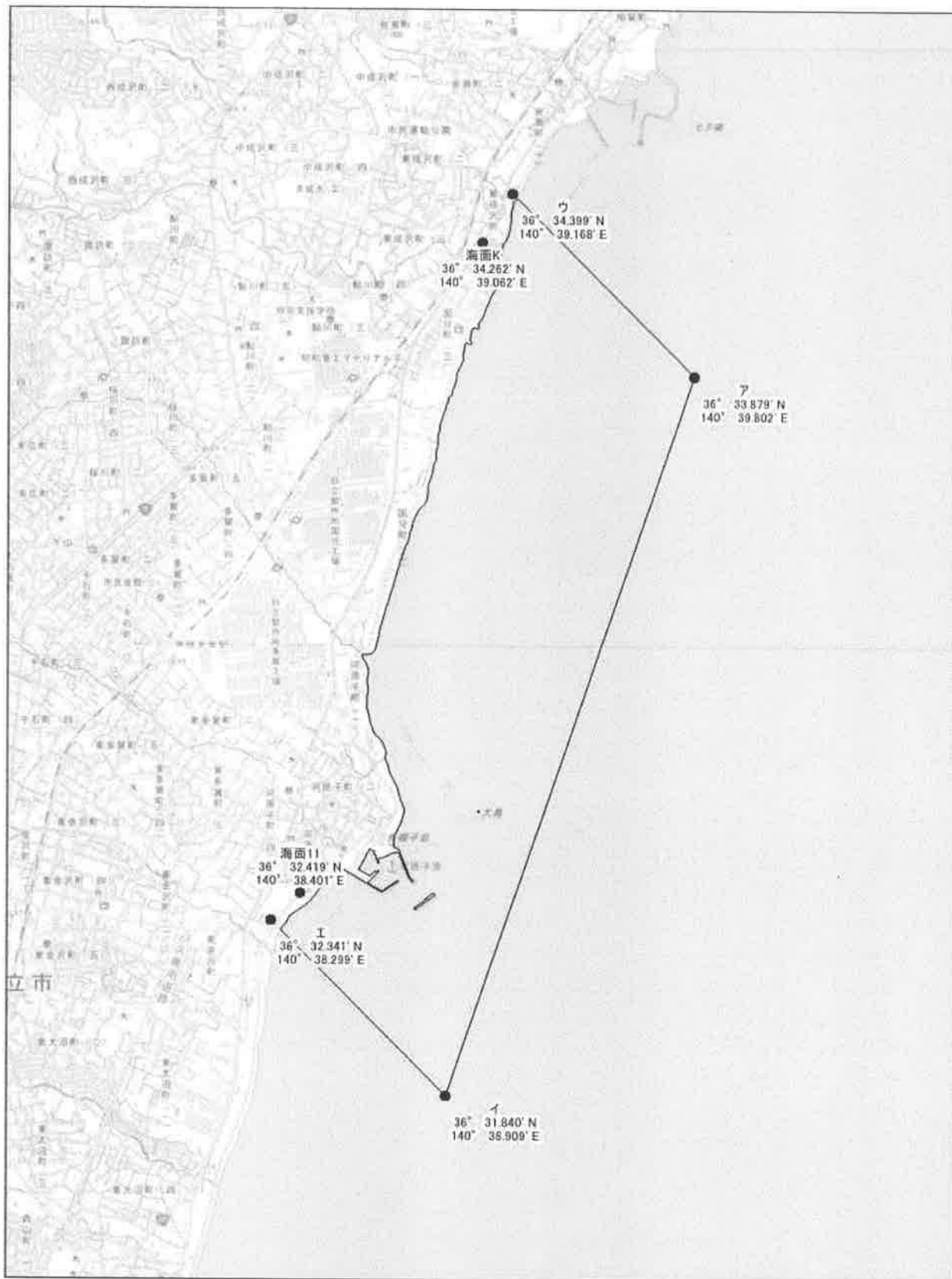
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市河原子町、東金沢町及び東多賀町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第7号

背景図:地理院タイル

7 公示番号 茨共第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市東金沢町地先

ウ 漁場の区域

次のエ、ア、イ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(別図のとおり)

	緯度経度	位置
基点第11号	36° 32.419' N 140° 38.401' E	茨城県日立市河原子町三丁目 51 番地河原子港南浜護岸に設置した標識
エ	36° 32.341' N 140° 38.299' E	基点第11号から226度30分(真方位)210メートルの点
ア	36° 31.840' N 140° 38.909' E	エから135度(真方位)1,300メートルの点
イ	36° 31.541' N 140° 38.802' E	基点第10号から135度(真方位)1,200メートルの点
基点第10号	36° 32.003' N 140° 38.239' E	茨城県日立市東大沼町一丁目693番地に設置した標柱

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

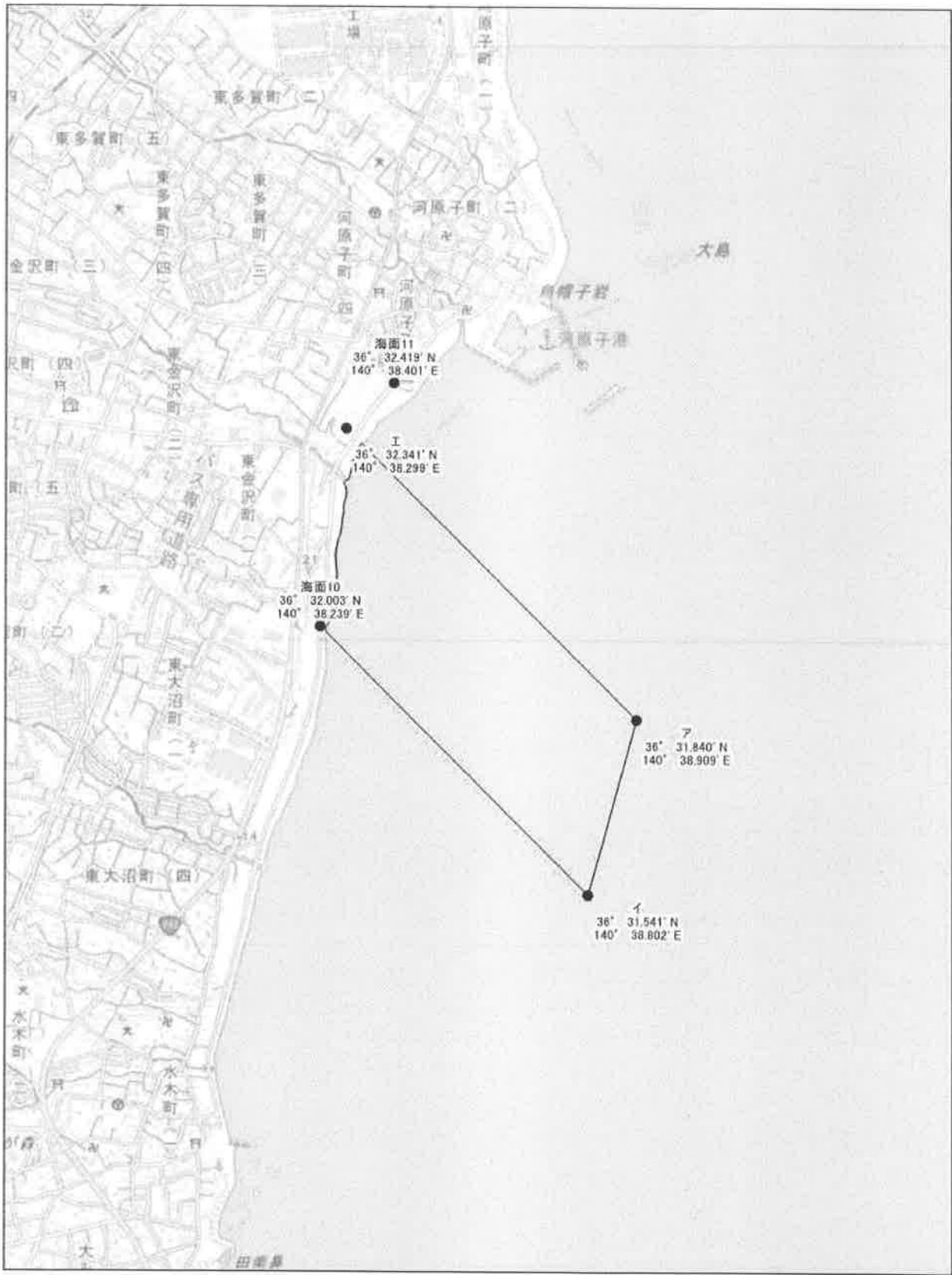
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市河原子町、東多賀町、東金沢町及び水木町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第8号

背景図: 地理院タイル

8 公示番号 茨共第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市東大沼町、水木町及び大みか町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第10号、ア、イ及び基点第9号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第10号	36° 32.003' N 140° 38.239' E	茨城県日立市東大沼町一丁目 693 番地に設置した標柱
基点第9号	36° 30.536' N 140° 37.927' E	茨城県日立市大みか町四丁目 459 番地に設置した標柱
ア	36° 31.541' N 140° 38.802' E	基点第10号から135度（真方位）1,200メートルの点
イ	36° 30.253' N 140° 38.499' E	基点第9号から121度（真方位）1,000メートルの点

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市水木町及び大みか町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

9 公示番号 茨共第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市大みか町及び久慈町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第9号、ア、イ、ウ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度 経度	位置
基点第9号	36° 30.536' N 140° 37.927' E	茨城県日立市大みか町四丁目459番地に設置した標柱
基点第8号	36° 30.230' N 140° 37.694' E	茨城県日立市大みか町五丁目55番地に設置した標柱
ア	36° 30.253' N 140° 38.499' E	基点第9号から121度（真方位）1,000メートルの点
イ	36° 29.762' N 140° 38.069' E	ウから153度50分（真方位）730メートルの点
ウ	36° 30.118' N 140° 37.857' E	基点第8号から130度（真方位）320メートルの点（久慈漁港北防波堤港外側角付近）

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

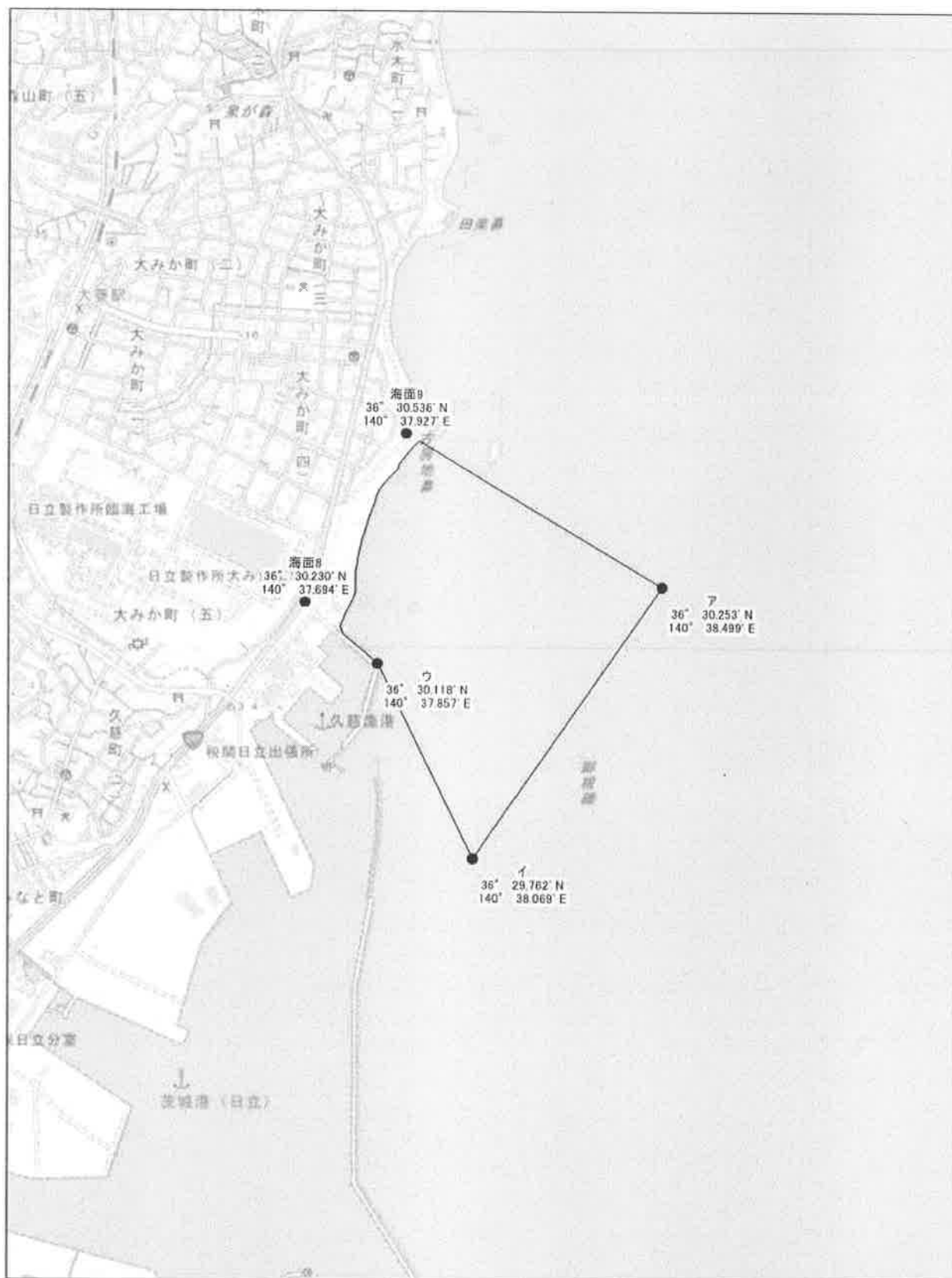
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市大みか町、久慈町、石名坂町及び南高野町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第10号

背景図: 地理院タイル

10 公示番号 茨共第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1月1日から12月31日まで
	うばがい漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県那珂郡東海村地先

ウ 漁場の区域

次の基点甲、ア、イ及び基点Hの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の基点第29号、ウ、エ及び基点第28号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く(別図のとおり)。

	緯度経度	位置
基点甲	36° 28.675' N 140° 36.669' E	茨城県那珂郡東海村豊岡に設置した標識
ア	36° 28.651' N 140° 37.338' E	基点甲から92度(真方位)1,000メートルの点
イ	36° 27.016' N 140° 37.282' E	基点Hから90度(真方位)1,200メートルの点
基点H	36° 27.022' N 140° 36.479' E	茨城県那珂郡東海村大字村松字白根に設置した標柱
基点第29号	36° 28.233' N 140° 36.611' E	茨城県那珂郡東海村大字白方字白根2番16に設置した標柱
ウ	36° 28.178' N 140° 37.322' E	基点第29号から95度(真方位)の線とア、イを結ぶ直線との交点
エ	36° 27.715' N 140° 37.306' E	基点第28号から95度(真方位)の線とア、イを結ぶ直線との交点
基点第28号	36° 27.773' N 140° 36.555' E	茨城県那珂郡東海村大字白方字白根2番21に設置した標柱

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

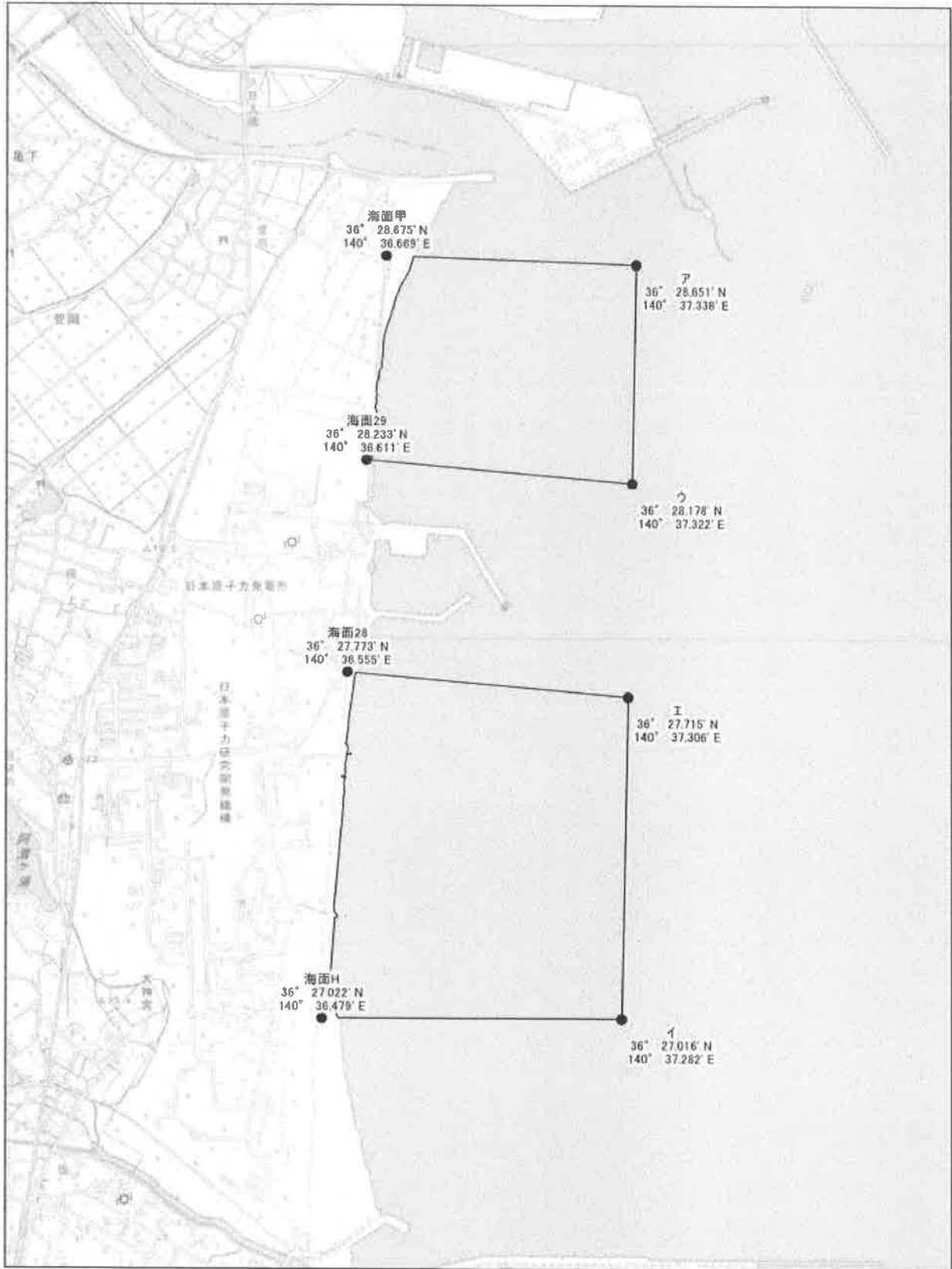
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市水木町、大みか町、久慈町、石名坂町及び南高野町並びにひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第11号

背景図;地理院タイル

11 公示番号 茨共第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで
	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	つのもた類漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第5号、ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線及び円弧エと最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点I	36° 23.062' N 140° 37.432' E	茨城県ひたちなか市磯崎町字千人塚渚 4643 番地の1地先に設置された磯崎漁港原点
基点第5号	36° 22.082' N 140° 37.400' E	茨城県ひたちなか市磯崎町新道東渚 4654 番地7に設置した標柱
ア	36° 21.892' N 140° 38.027' E	基点第5号から110度（真方位）1,000メートルの点
イ	36° 22.865' N 140° 38.252' E	基点Iから106度（真方位）1,280メートルの点
ウ	36° 23.778' N 140° 37.902' E	基点Iを中心とする半径1,500メートルの円弧のうち基点Iから27度30分（真方位）に引いた線と当該円弧との交点
円弧エ		基点Iを中心とする半径1,500メートルの円弧のうちウから北側の最大高潮時海岸線との交点までの円弧

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

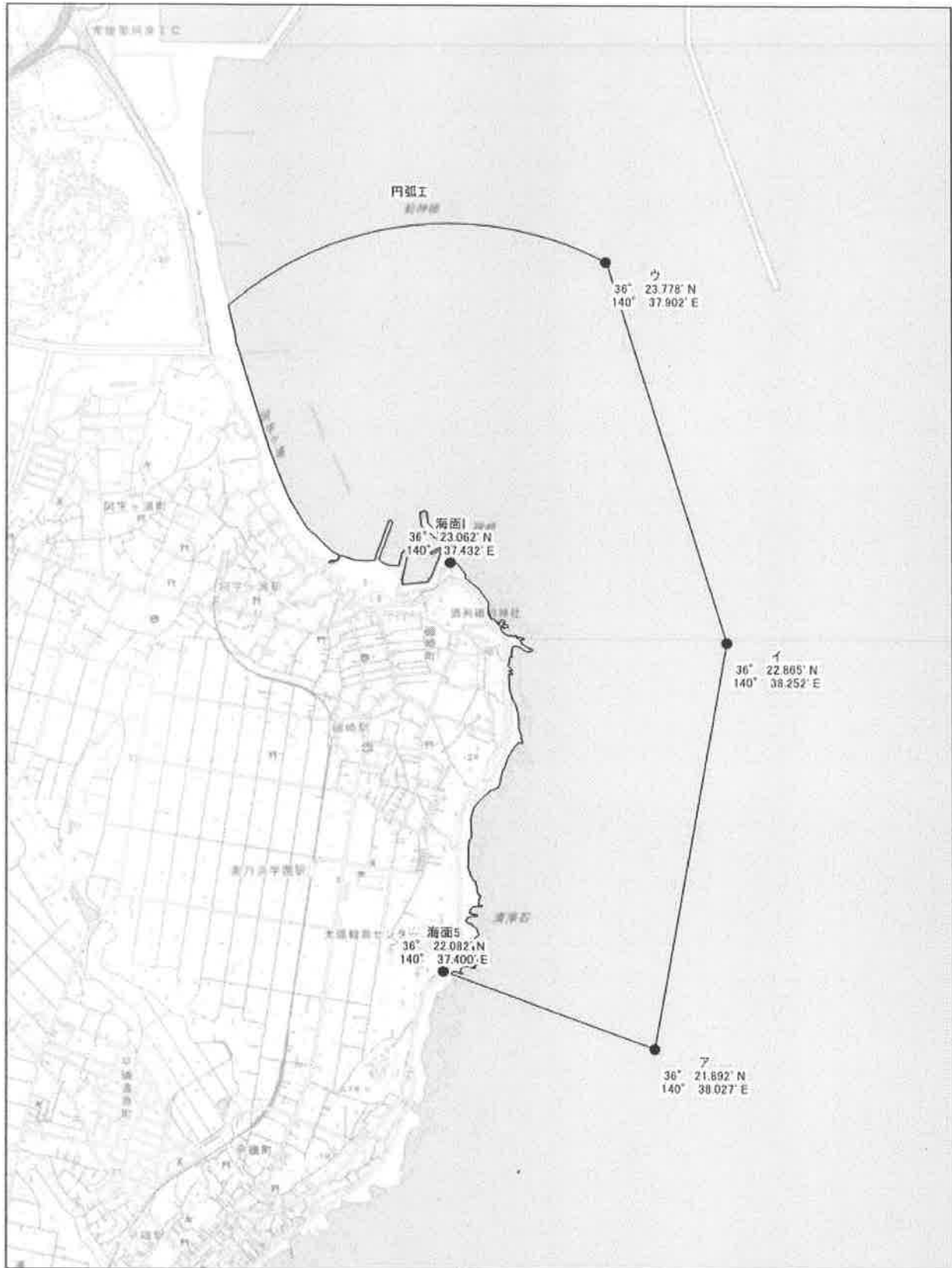
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第12号

背景図：地理院タイル

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで
	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	つのまた類漁業	1月1日から12月31日まで
	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

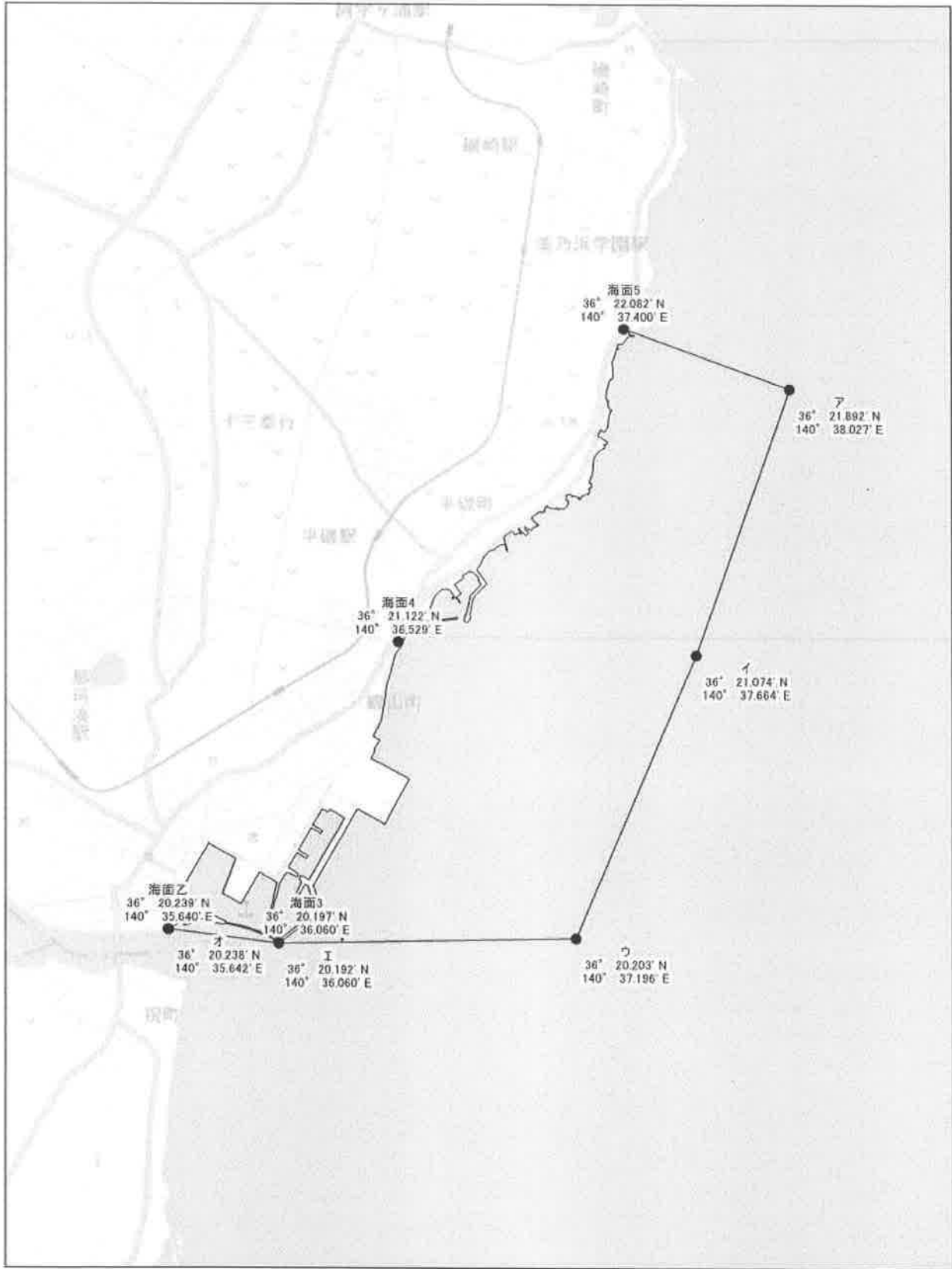
茨城県ひたちなか市のうち平磯町及び旧那珂湊町一円地先

ウ 漁場の区域

次の基点第5号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点乙の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別紙図面のとおりに）

	緯度経度	位置
基点第5号	36° 22.082' N 140° 37.400' E	茨城県ひたちなか市磯崎町新道東渚4654番地7に設置した標柱
基点第4号	36° 21.122' N 140° 36.529' E	茨城県ひたちなか市平磯町1番地先に設置した標識
基点第3号	36° 20.197' N 140° 36.060' E	茨城県ひたちなか市那珂湊漁港導流堤突端に設置した標識
基点乙	36° 20.239' N 140° 35.640' E	茨城県ひたちなか市那珂湊漁港取付護岸に設置した標識
ア	36° 21.892' N 140° 38.027' E	基点第5号から110度（真方位）1,000メートルの点
イ	36° 21.074' N 140° 37.664' E	基点第4号から92度30分（真方位）1,700メートルの点
ウ	36° 20.203' N 140° 37.196' E	基点第3号から89度10分（真方位）1,700メートルの点
エ	36° 20.192' N 140° 36.060' E	最大高潮時那珂川左岸導水堤突端から180度（真方位）3メートルの点
オ	36° 20.238' N 140° 35.642' E	基点乙から128度（真方位）3メートルの点

- (2) 免許予定日
令和5年9月1日
- (3) 申請期間
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで
- (4) 関係地区
茨城県ひたちなか市のうち平磯町、平磯遠原町及び旧那珂湊町一円
- (5) 存続期間
令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第13号

背景図：地理院タイル

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1月1日から12月31日まで
	うばがい漁業	1月1日から12月31日まで
	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	ながらみ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
つのまた類漁業	1月1日から12月31日まで	

イ 漁場の位置

茨城県東茨城郡大洗町から神栖市に至る地先

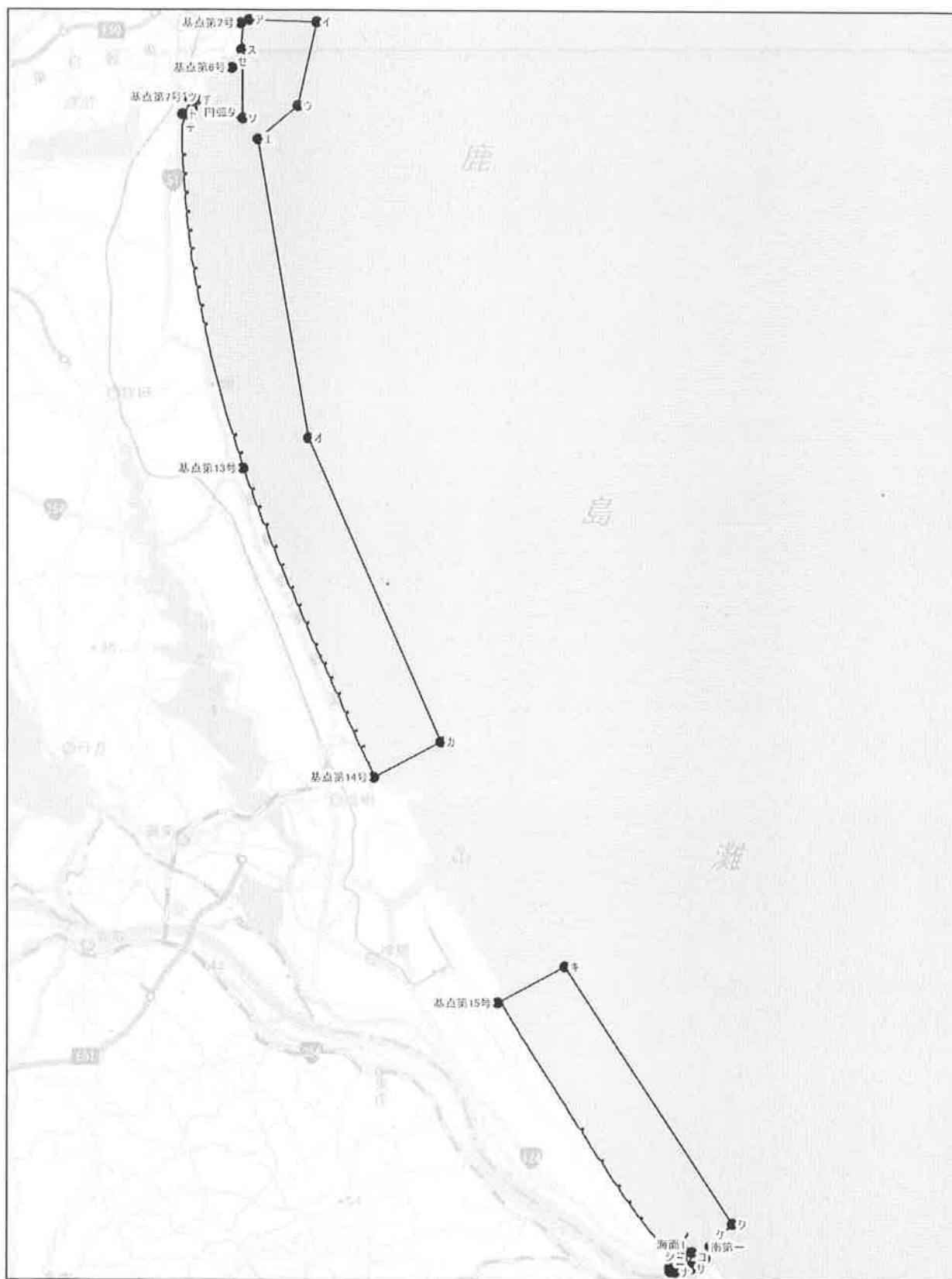
ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、ナ及びニの各点を順次に結んだ線と那珂川右岸防砂堤と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第14号、カ、キ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ス、セ、ソ、円弧タ、チ、ツ、テ及びトの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに利根川左岸導流堤を除く（別図のとおり）。

	緯度経度	位置
基点第1号	35° 45.040' N 140° 50.949' E	茨城県神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識
基点第2号	36° 20.036' N 140° 35.576' E	茨城県東茨城郡大洗町祝町の砲台跡に設置した標柱
基点第6号	36° 18.761' N 140° 35.259' E	大洗岬灯台（茨城県東茨城郡大洗町）の中心点
基点第7号	36° 17.928' N 140° 33.718' E	茨城県東茨城郡大洗町大貫町字前原下 256 番地の 66 地先に設置した標識
基点第13号	36° 7.385' N 140° 35.531' E	茨城県鉾田市汲上字別所釜 2540 地先に設置した標識

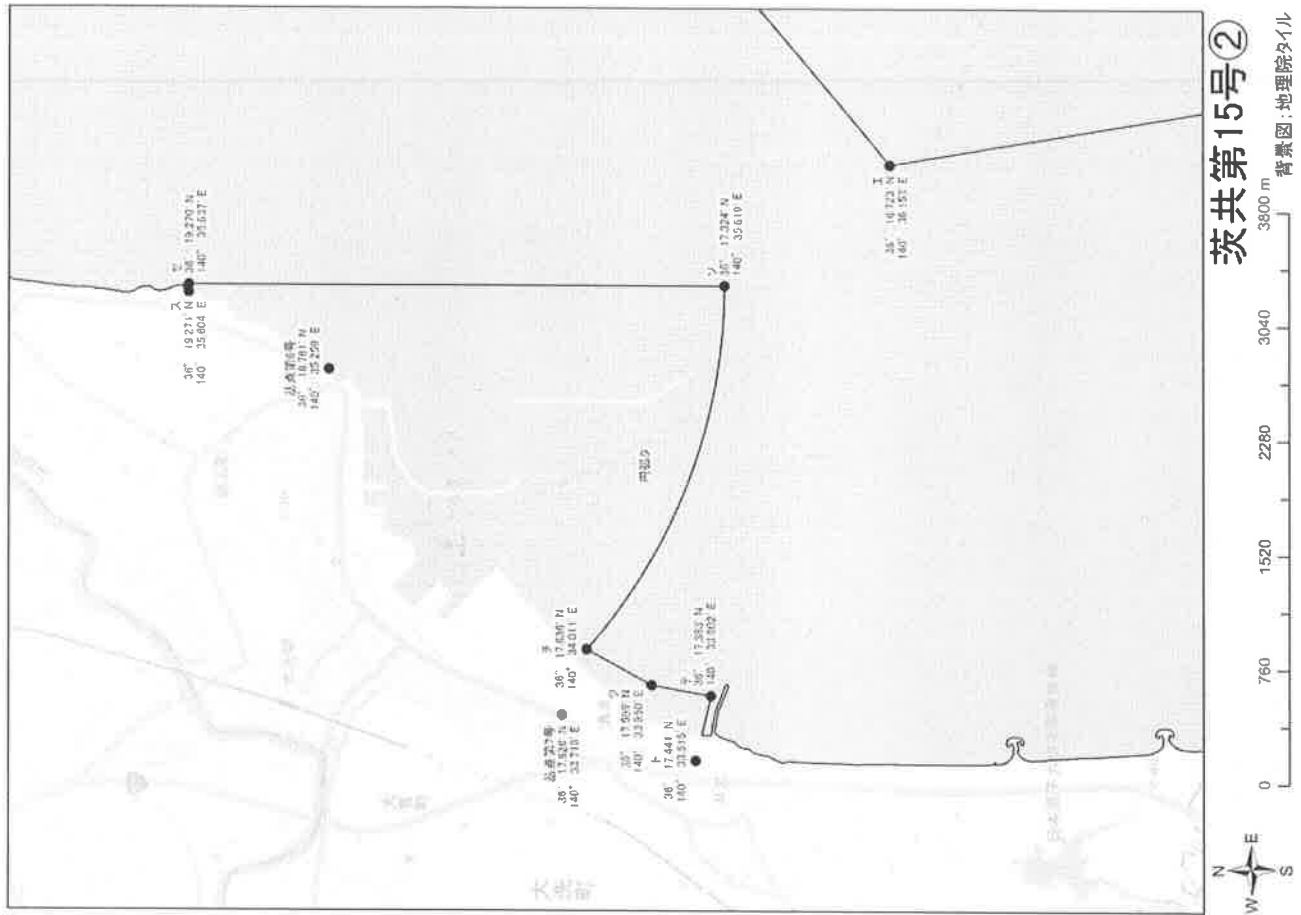
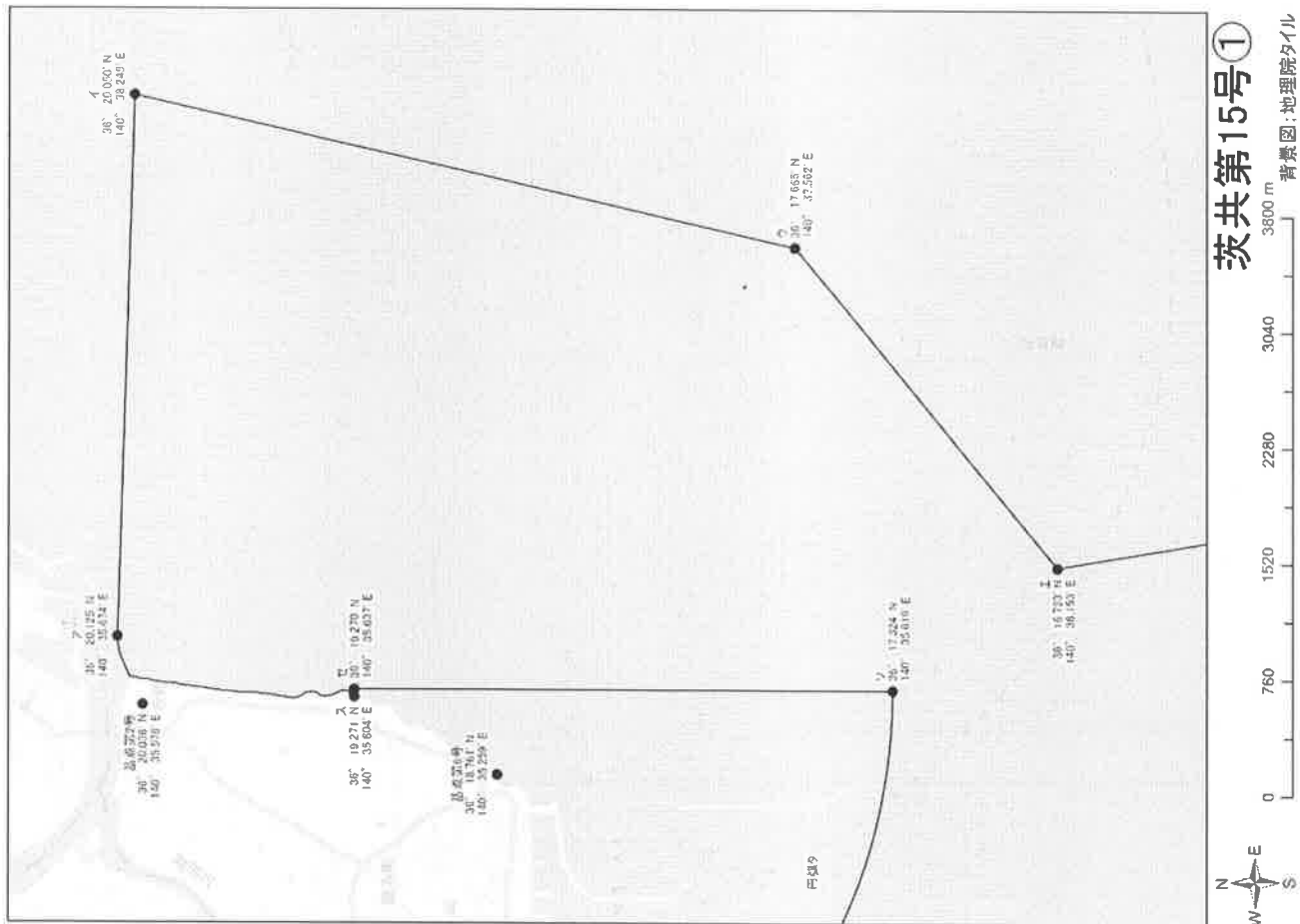
基点第 14 号	35° 58.591' N 140° 40.029' E	茨城県鹿嶋市大字平井字海岸 1 番地の 122 に設置した標柱
基点第 15 号	35° 52.165' N 140° 44.289' E	茨城県神栖市日川字海岸砂間 2034 番地の 18 に設置した標柱
基点南第 1 号	35° 44.869' N 140° 51.399' E	千葉県銚子市一ノ島灯台防波堤突端
ア	36° 20.125' N 140° 35.874' E	那珂川右岸防砂堤突端 (茨城県東茨城郡大洗町)
イ	36° 20.050' N 140° 38.249' E	基点第 2 号から 89 度 10 分 (真方位) 4,000 メートルの点
ウ	36° 17.665' N 140° 37.562' E	基点第 6 号から 120 度 (真方位) 4,000 メートルの点
エ	36° 16.723' N 140° 36.153' E	基点第 6 号から 160 度 (真方位) 4,000 メートルの点
オ	36° 8.238' N 140° 37.835' E	基点第 13 号から 65 度 (真方位) 3,800 メートルの点
カ	35° 59.593' N 140° 42.388' E	基点第 14 号から 61 度 55 分 (真方位) 4,000 メートルの点
キ	35° 53.182' N 140° 46.635' E	基点第 15 号から 61 度 25 分 (真方位) 4,000 メートルの点
ク	35° 45.837' N 140° 52.377' E	基点第 1 号から 55 度 (真方位) 2,608.5 メートルの点
ケ	35° 45.213' N 140° 51.594' E	基点南第 1 号から 24 度 15 分 (真方位) 700 メートルの点
コ	35° 44.650' N 140° 50.972' E	利根川左岸導流堤突端 (茨城県神栖市) から 92 度 (真方位) 50 メートルの点
サ	35° 44.585' N 140° 50.915' E	茨城県神栖市波崎新港地先波崎漁港航路護岸に設置した標識から 92 度 (真方位) の線上最大高潮時利根川左岸から 50 メートルの点
シ	35° 44.615' N 140° 50.187' E	基点第 1 号から 235 度 (真方位) 1,391.5 メートルの点 (神栖市波崎灯台跡)
ス	36° 19.271' N 140° 35.604' E	基点第 6 号から 28 度 15 分 42 秒 (真方位) 1,074.2 メートルの点
セ	36° 19.270' N 140° 35.637' E	基点第 6 号から 30 度 35 分 (真方位) 1,099 メートルの点
ソ	36° 17.324' N 140° 35.619' E	スから 180 度 (真方位) 3,600 メートルの点
円弧タ		スを中心とする半径 3,600 メートルの円のうちセとタを結んだ円弧
チ	36° 17.836' N 140° 34.011' E	スを中心とする半径 3,600 メートルの円と基点第 7 号から 110 度 46 分 49 秒 (真方位) に引いた線との交点
ツ	36° 17.599' N 140° 33.850' E	基点第 7 号から 161 度 32 分 17 秒 (真方位) 640 メートルの点
テ	36° 17.383' N 140° 33.802' E	基点第 7 号から 172 度 29 分 59 秒 (真方位) 1,016 メートルの点
ト	36° 17.441' N 140° 33.515' E	茨城県東茨城郡大洗町大貫町字前原下 256 番地の 343 に設置した標識
ナ	35° 44.488' N 140° 50.368' E	基点第 1 号から 220 度 0 分 24 秒 (真方位) 1,344.8 メートルの点
ニ	35° 44.504' N 140° 50.189' E	基点第 1 号から 228 度 30 分 35 秒 (真方位) 1,515.2 メートルの点

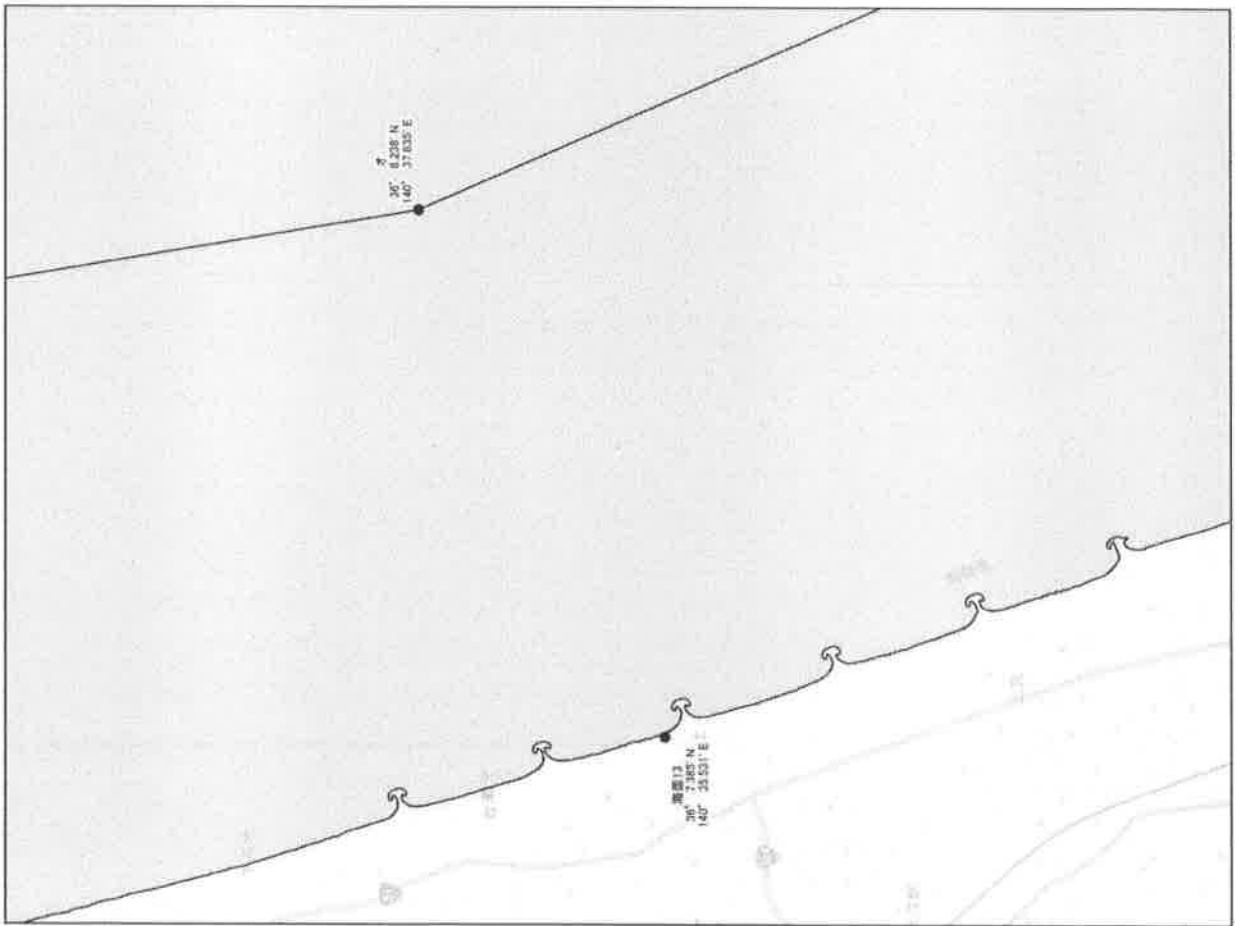
- (2) 免許予定日
令和5年9月1日
- (3) 申請期間
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで
- (4) 関係地区
茨城県東茨城郡大洗町、銚田市、鹿嶋市及び神栖市
- (5) 存続期間
令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第15号

背景図: 地理院タイル





茨共第15号③

背景図：地理院タイル

3800 m

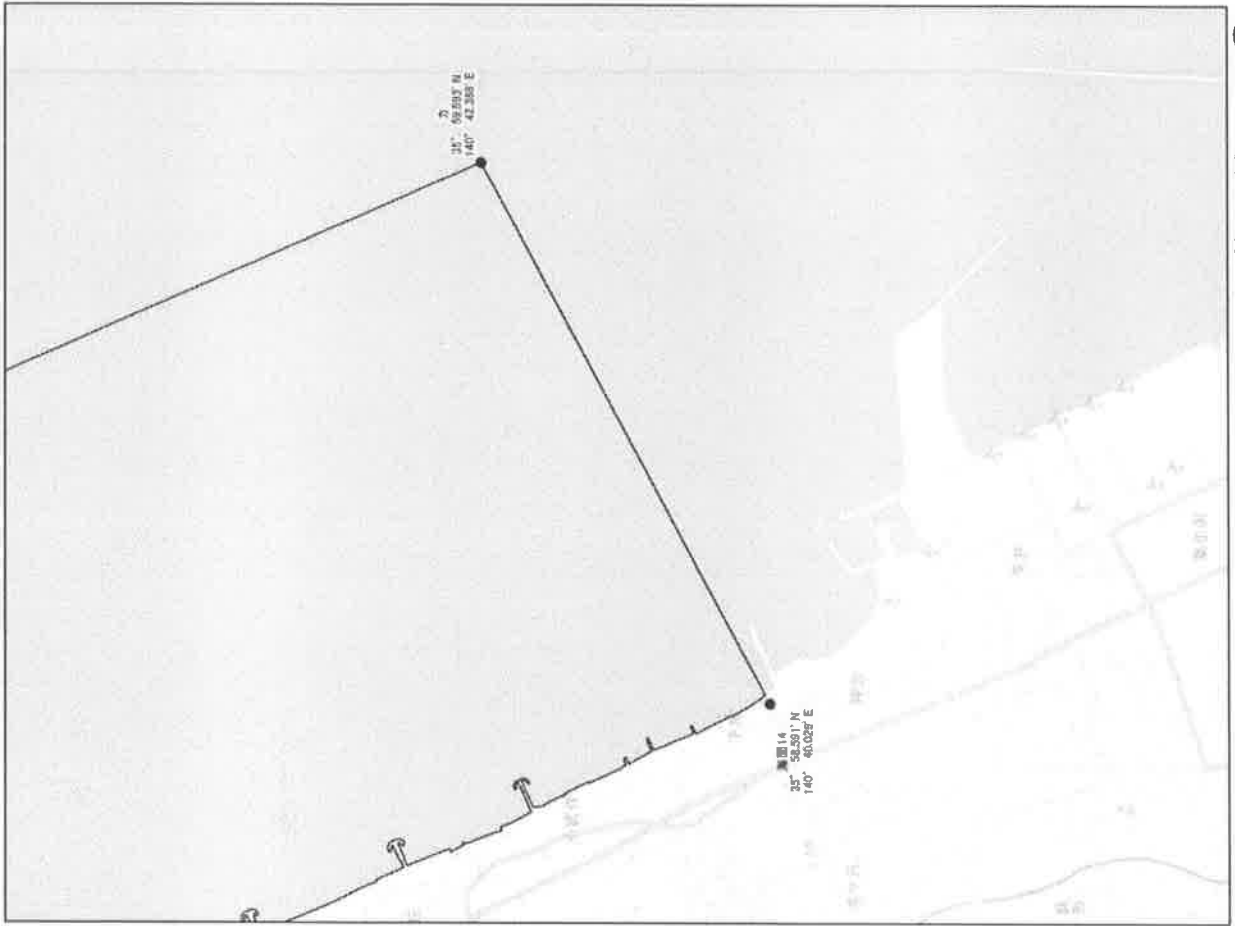
3040

2280

1520

760

0



茨共第15号④

背景図：地理院タイル

3800 m

3040

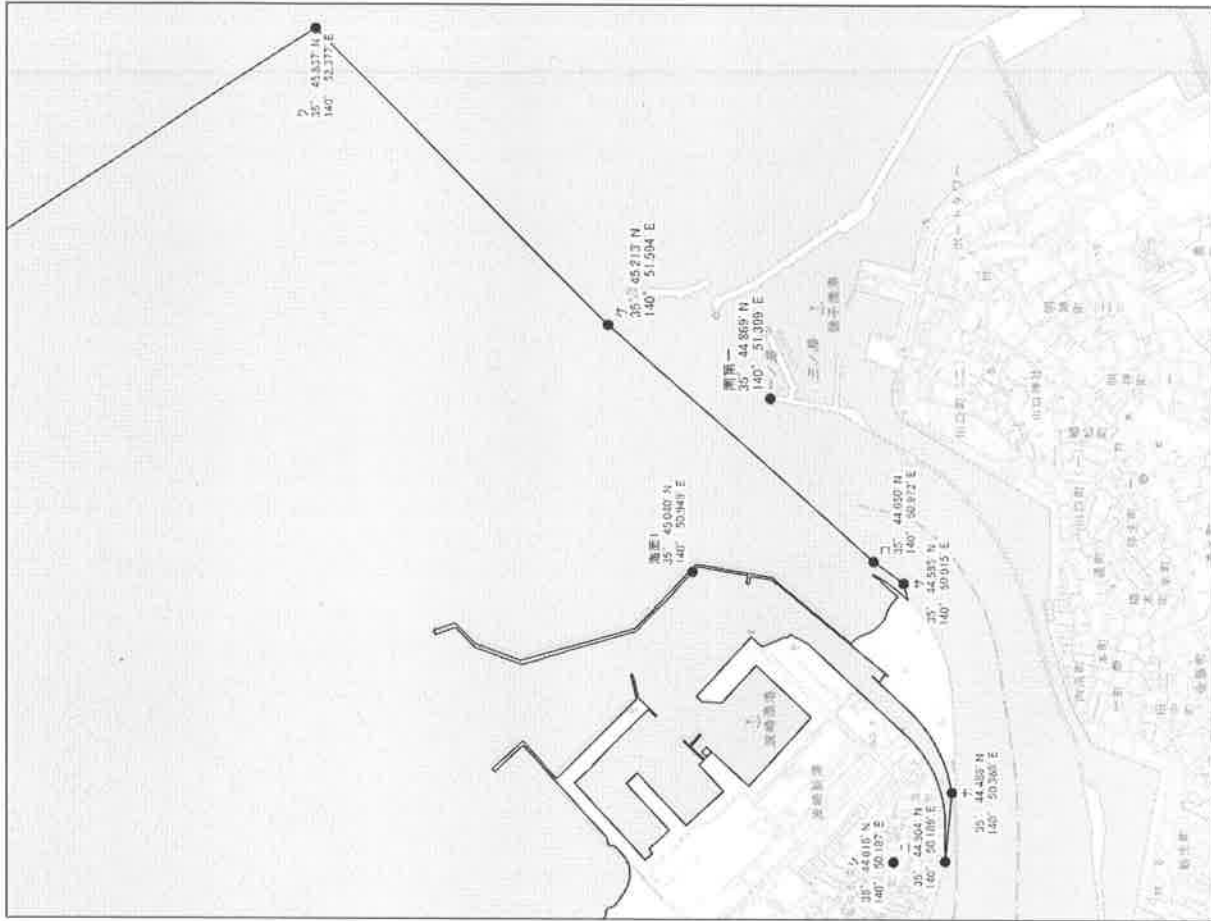
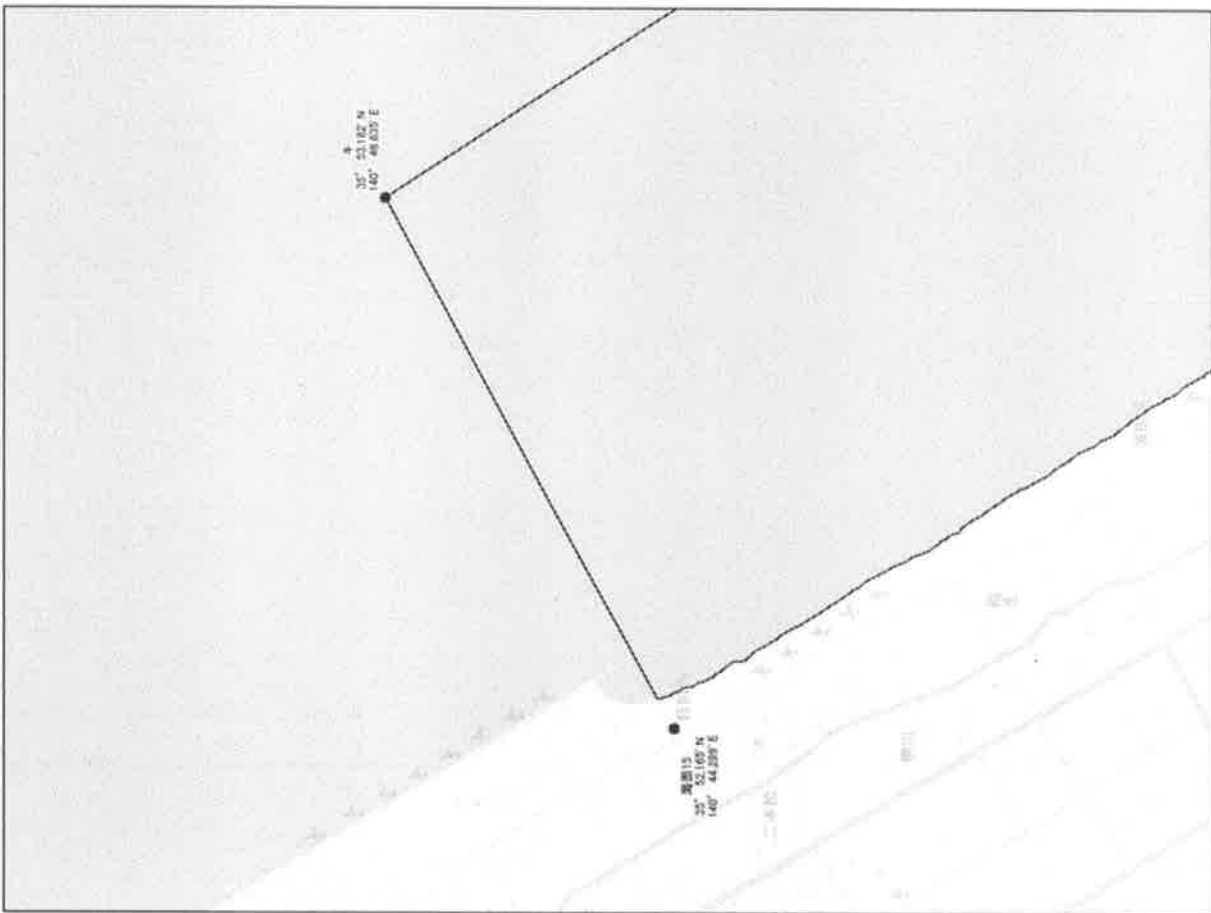
2280

1520

760

0





14 公示番号 茨共第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	12月1日から翌年9月30日まで

イ 漁場の位置

茨城県東茨城郡大洗町から神栖市に至る地先

ウ 漁場の区域

次のイ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びイの各点を結んだ線によって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第1号	35° 45.040' N 140° 50.949' E	茨城県神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識
基点第2号	36° 20.036' N 140° 35.576' E	茨城県東茨城郡大洗町祝町の砲台跡に設置した標柱
基点第6号	36° 18.761' N 140° 35.259' E	大洗岬灯台（茨城県東茨城郡大洗町）の中心点
基点第13号	36° 7.385' N 140° 35.531' E	茨城県銚田市汲上字別所釜2540地先に設置した標識
基点第14号	35° 58.591' N 140° 40.029' E	茨城県鹿嶋市大字平井字海岸1番地の122に設置した標柱
基点第15号	35° 52.165' N 140° 44.289' E	茨城県神栖市日川字海岸砂間2034番地の18に設置した標柱
ア	35° 48.279' N 140° 56.759' E	基点第1号から55度（真方位）10,608.5メートルの点
イ	35° 20.050' N 140° 38.249' E	基点第2号から89度10分（真方位）4,000メートルの点
ウ	36° 17.665' N 140° 37.562' E	基点第6号から120度（真方位）4,000メートルの点
エ	36° 16.723' N 140° 36.153' E	基点第6号から160度（真方位）4,000メートルの点
オ	36° 8.238' N 140° 37.835' E	基点第13号から65度（真方位）3,800メートルの点
カ	35° 59.593' N 140° 42.388' E	基点第14号から61度55分（真方位）4,000メートルの点
キ	35° 53.182' N 140° 46.635' E	基点第15号から61度25分（真方位）4,000メートルの点
ク	35° 45.837' N 140° 52.377' E	基点第1号から55度（真方位）2,608.5メートルの点
ケ	35° 47.059' N 140° 54.567' E	基点第1号から55度（真方位）6,608.5メートルの点
コ	35° 49.915' N 140° 52.168' E	ケから325度（真方位）6,400メートルの点
サ	35° 51.136' N 140° 54.360' E	アから325度（真方位）6,400メートルの点

シ	35° 55.164' N 140° 51.362' E	基点第 15 号から 61 度 25 分 (真方位) 12,000 メートルの点
ス	36° 1.593' N 140° 47.109' E	基点第 14 号から 61 度 55 分 (真方位) 12,000 メートルの点
セ	36° 10.032' N 140° 42.688' E	基点第 13 号から 65 度 (真方位) 11,800 メートルの点
ソ	36° 15.470' N 140° 42.166' E	基点第 6 号から 120 度 (真方位) 12,000 メートルの点
タ	36° 20.075' N 140° 43.595' E	基点第 2 号から 89 度 10 分 (真方位) 12,000 メートルの点

(2) 免許予定日

令和 5 年 9 月 1 日

(3) 申請期間

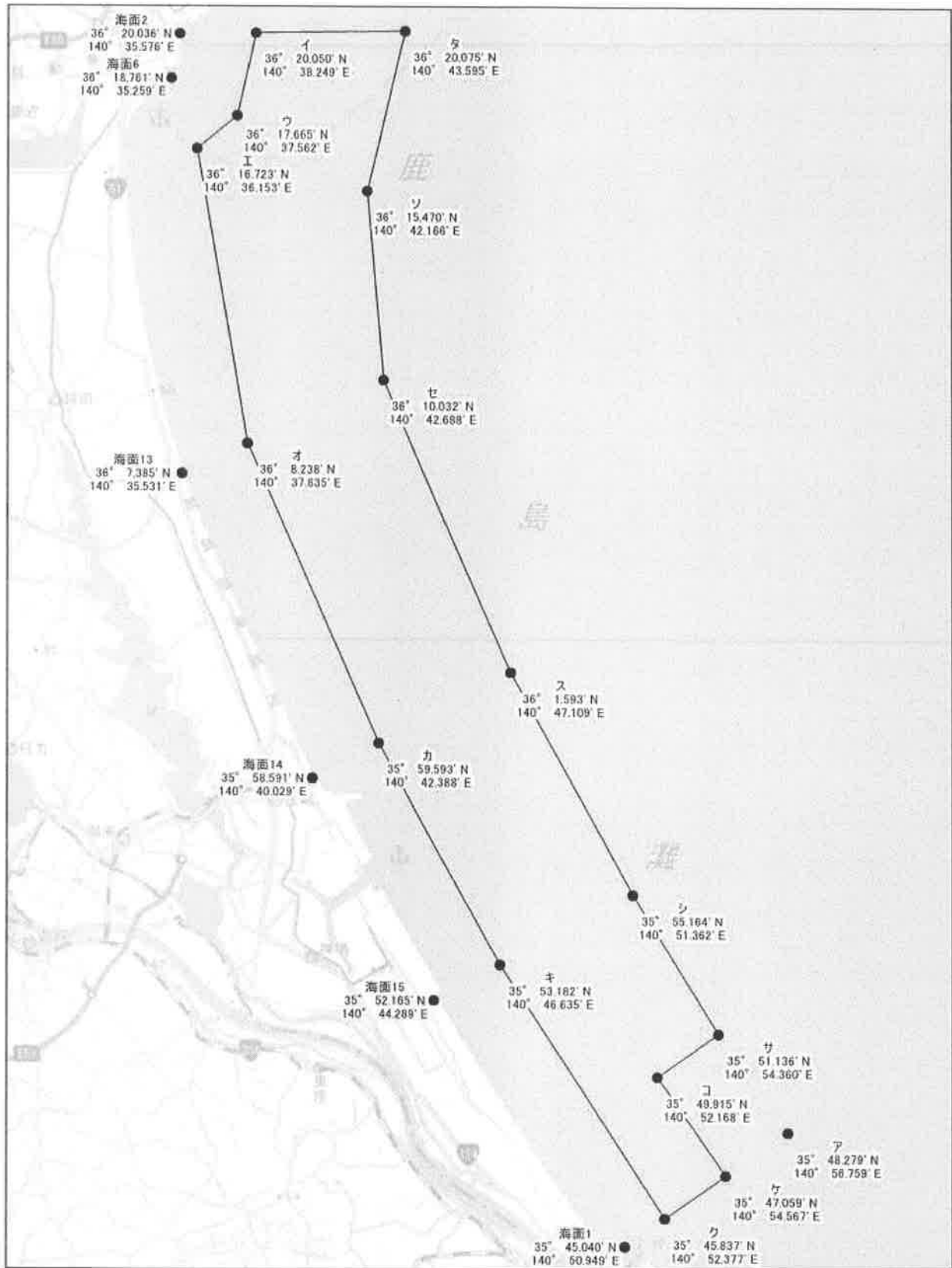
令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

(4) 関係地区

茨城県東茨城郡大洗町、銚田市、鹿嶋市及び神栖市

(5) 存続期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで



茨共第16号



背景図;地理院タイル

15 公示番号 茨共第17号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	12月1日から翌年9月30日まで

イ 漁場の位置

茨城県神栖市地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点	35° 45.040' N 140° 50.949' E	茨城県神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識
ア	35° 47.059' N 140° 54.567' E	基点から55度（真方位）6,608.5メートルの点
イ	35° 48.279' N 140° 56.759' E	アから55度（真方位）4,000メートルの点
ウ	35° 51.136' N 140° 54.360' E	イから325度（真方位）6,400メートルの点
エ	35° 49.915' N 140° 52.168' E	アから325度（真方位）6,400メートルの点

(2) 免許予定日

令和5年11月1日

(3) 申請期間

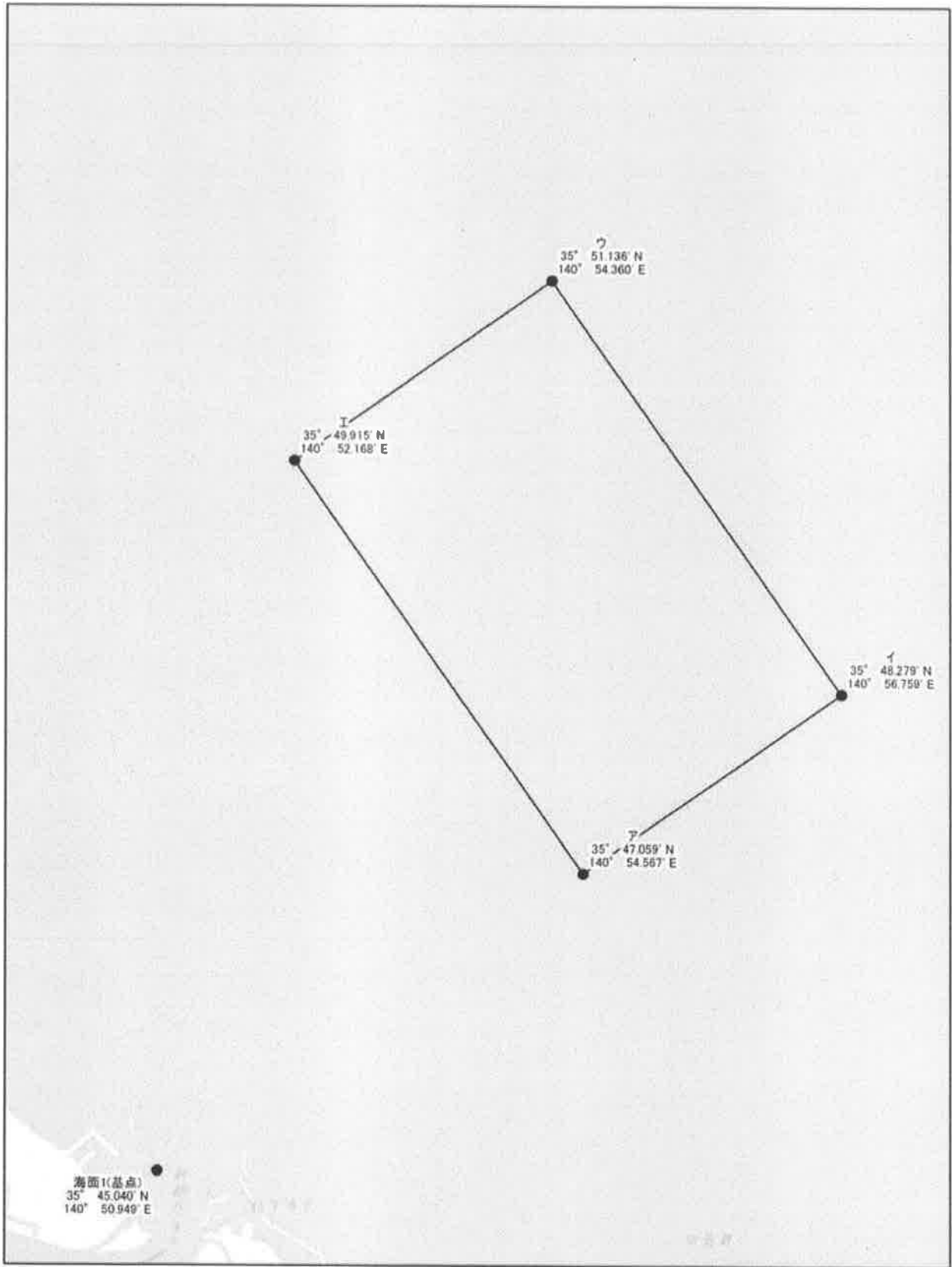
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県ひたちなか市のうち平磯町以南の旧那珂湊市、東茨城郡大洗町、鉾田市、鹿嶋市、神栖市及び千葉県銚子市

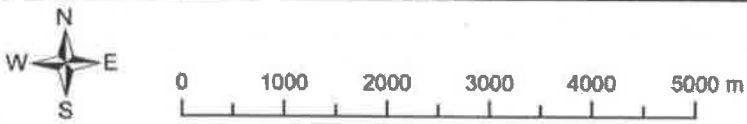
(5) 存続期間

令和5年11月1日から令和9年2月28日まで



茨共第17号

背景図：地理院タイル



16 公示番号 茨定第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第23号	35° 34.567' N 140° 39.617' E	会瀬漁港南口防波堤（茨城県日立市会瀬町）に設置した標識により示された点
ア	36° 34.712' N 140° 41.822' E	基点第23号から84度50分（真方位）3,300メートルの点
イ	36° 34.425' N 140° 43.367' E	基点第23号から92度10分（真方位）5,600メートルの点
ウ	36° 33.655' N 140° 45.078' E	基点第23号から101度10分（真方位）8,320メートルの点
エ	36° 32.710' N 140° 44.385' E	基点第23号から115度15分（真方位）7,900メートルの点
オ	36° 33.480' N 140° 42.868' E	基点第23号から112度00分（真方位）5,250メートルの点
カ	36° 33.950' N 140° 41.462' E	基点第23号から112度00分（真方位）2,980メートルの点

(2) 制限又は条件

設置できる網漁具は、灘側、及び沖側とも1箇統以内とする。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

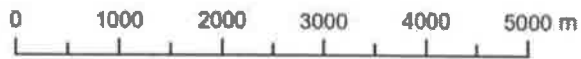
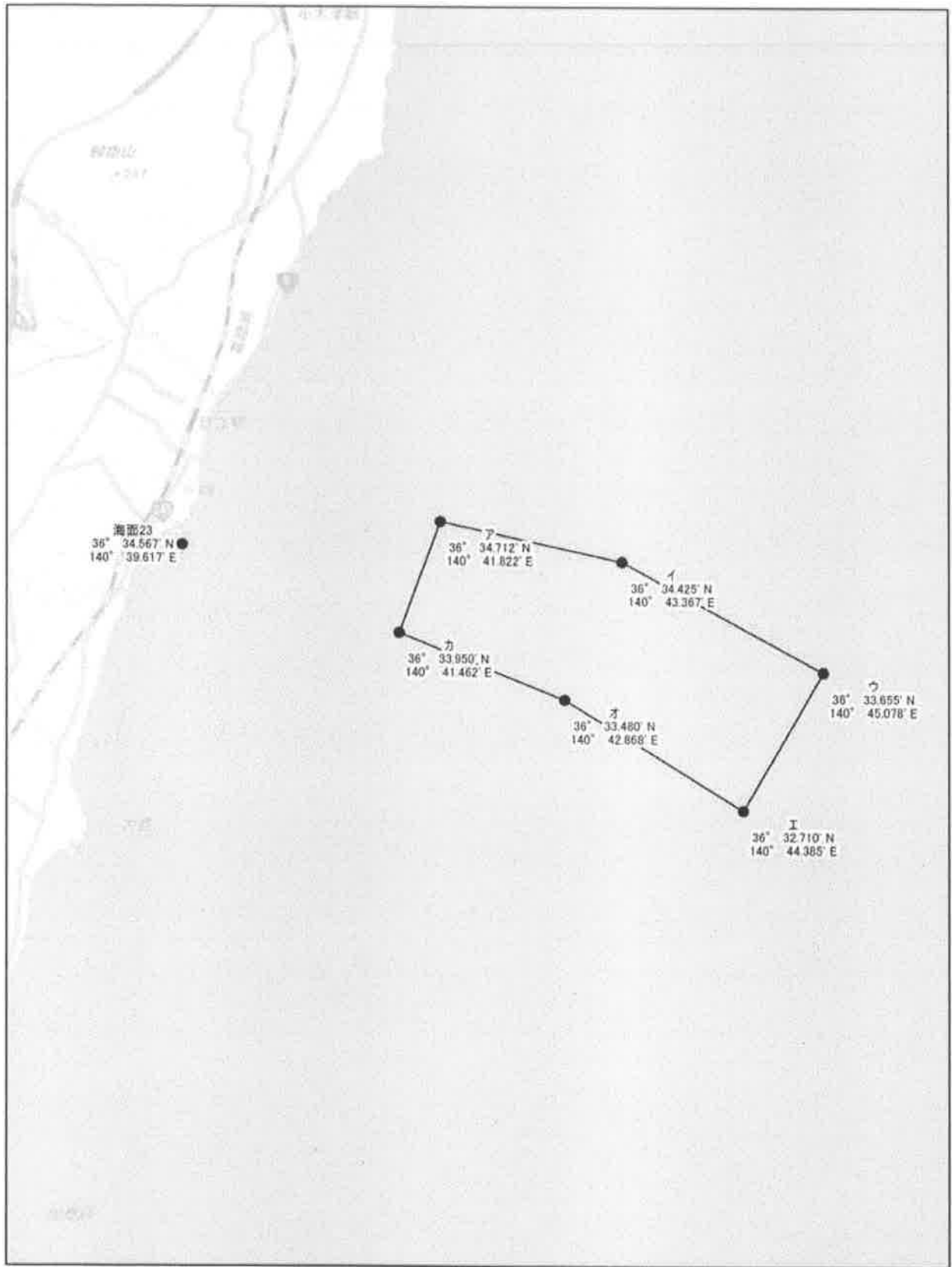
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(5) 地元地区

茨城県日立市

(6) 存続期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで



茨定第1号

背景図:地理院タイル

第2 類似漁業権以外の漁業権

該当なし

第3 保全沿岸漁場に関する事項

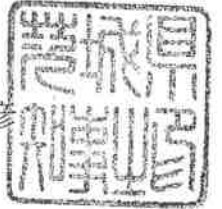
該当なし

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群及びするめいかに関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量を別記のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により意見を求める。

令和 5 年 2 月 14 日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の理由

今般、農林水産大臣が漁業法第 15 条第 1 項の規定に基づき、くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群及びするめいかに関する令和 5 管理年度における本県の漁獲可能量を定めたことから、同法第 16 条第 1 項に基づき、茨城県資源管理方針に則して知事管理区分に配分する数量を定めるものである。

別記

令和5管理年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる数量

第1 くろまぐろ(小型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
23.9トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
平潟くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	3.235トン
大津くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	4.238トン
川尻くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	2.477トン
久慈町くろまぐろ(小型魚)定置漁業	0.934トン
久慈町くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.499トン
久慈浜丸くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.143トン
磯崎くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.480トン
那珂湊くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.718トン
大洗町くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0.502トン
鹿島灘くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0.500トン
はさきくろまぐろ(小型魚)漁船漁業	4.980トン
その他くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0トン

第2 くろまぐろ(大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
6.2トン
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県くろまぐろ(大型魚)漁業に全量を配分する。

第3 すけとうだら太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県すけとうだら漁業に全量を配分する。

第4 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県するめいか漁業に全量を配分する。

4水管第 2918 号
令和 4 年 12 月 13 日

茨城県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (茨城県分)
くろまぐろ (小型魚)	23.9 トン
くろまぐろ (大型魚)	6.2 トン



4 水管第 3412 号
令和 5 年 2 月 14 日

茨城県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
すけとうだら太平洋系群	現行水準	0.00%	10 トン未満
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.15%	104

（注記）基本シェアの算定期間（すけとうだらは平成 29 年から令和元年、するめいかは平成 30 年から令和 2 年）の漁獲実績が 1 トン未満の場合は、配分の対象としない



茨城県における令和5管理年度(第9期)くろまぐろ(小型漁・大型魚)漁獲可能量

小型魚	令和5管理年度(第9期)	
	当初(案)	
茨城県	23.900トン	
県留保分(5%)	1.194トン	
平潟	3.235トン	
大津	4.238トン	
川尻	2.477トン	
会瀬(定置)	0.934トン	
久慈町	1.499トン	
久慈浜丸小	1.143トン	
磯崎	1.480トン	
那珂湊	1.718トン	
大洗町	0.502トン	
鹿島灘	0.500トン	
はさき	4.980トン	

令和4管理年度(第8期)	
当初	追加配分後
23.900トン	29.300トン
1.194トン	1.467トン
3.235トン	3.982トン
4.238トン	5.217トン
2.477トン	3.049トン
0.934トン	1.149トン
1.499トン	1.845トン
1.143トン	1.407トン
1.480トン	1.822トン
1.718トン	2.115トン
0.502トン	0.617トン
0.500トン	0.500トン
4.980トン	6.130トン

大型魚	令和5管理年度(第9期)	
	当初(案)	
茨城県	6.200トン	
県全体	6.200トン	

令和4管理年度(第8期)	
当初	追加配分後
6.200トン	8.300トン
6.200トン	8.300トン

小型魚の県内配分は、まず県配分量の5%を県留保とし、残りを平成22～26年の漁獲割合の平均値により算出し、これにより0.5トン未満となる場合は0.5トンとしたうえで、残量を前述の平均値により算出し配分量とした。

資料 No.2- 5

茨城県資源管理方針（抜粋）

（令和3年7月27日）

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。また、本県の沿岸地域では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- 1) 水域
- 2) 対象とする漁業
- 3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能

な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に分配することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、使用漁具の制限や休漁期間の設定など漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び茨城県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 茨城県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 平潟くろまぐろ(小型魚) 漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

平潟漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業（太平洋広域漁業調整委員会指示第37号1の(2)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

2 大津くろまぐろ(小型魚) 漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

大津漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁

獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

3 川尻くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

川尻漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

4 久慈町くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

5 久慈町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

久慈町漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

6 久慈浜丸くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

久慈浜丸小漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

7 磯崎くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

磯崎漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

8 那珂湊くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

那珂湊漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：9月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

9 大洗町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

大洗町漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

10 鹿島灘くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

鹿島灘漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

11 はさきくろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

はさき漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：11月から翌年1月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

12 その他くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

1から11の知事管理区分に定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね95%を平成22年（2010年）から平成26年（2014年）までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に配分し、残りのおおむね5%を県の留保枠とする。また、当該留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、茨城海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要に応じて知事管理区分に追加配分する。

なお、知事管理区分への配分に当たっては、最低数量を500キログラムとし、配分量が500キログラムに満たない場合は、当該知事管理区分に最低数量を配分後、それ以外の知事管理区分に漁獲実績の比率に基づき残量を配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の知事管理区分に定める漁業は、原則として、当該知事管理区分ごとに定めた主漁期の前に目的採捕を行わないこととする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、全ての知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別途、運用指針において定める。

3 漁獲可能量の融通

(1) 関係漁協間で融通の協議が調った場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、県はその内容を公表する。

(2) 県は、必要に応じて、指定漁業、特定大臣許可漁業及び他の都道府県と配分量の融通を行う取組に参加することとし、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、その内容を公表する。

4 遊漁者に対する指導

県は、国と協力をしつつ、遊漁者に対してくろまぐろの資源管理に関する指導を行うものとする。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県くろまぐろ（大型魚）漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ 定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県くろまぐろ（大型魚）漁業区分に配分する。

- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
特になし
- 第5 その他資源管理に関する重要事項
 - 1 漁獲量等の公表
法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。
 - 2 助言、指導又は勧告
別途、運用指針において定める。
 - 3 漁獲可能量の融通
県は、必要に応じて、指定漁業、特定大臣許可漁業及び他の都道府県と配分量の融通を行う取組に参加することとし、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、その内容を公表する。
 - 4 遊漁者に対する指導
県は、国と協力をしつつ、遊漁者に対してくろまぐろの資源管理に関する指導を行うものとする。

（別紙1-5）

- 第1 特定水産資源
すけとうだら太平洋系群
- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
茨城県すけとうだら漁業
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域
②の対象とする漁業が、すけとうだらの採捕を行う水域
 - ② 対象とする漁業
 - ア 板びき網漁業
 - イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるすけとうだらを採捕する漁業

- ③ 漁獲可能期間
 - ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで
 - イ その他漁業 周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県すけとうだら漁業区分に配分する。

- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
板びき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については許可隻数を現状の24隻（認可含む）を上限とする。

（別紙1-6）

- 第1 特定水産資源
するめいか
- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
茨城県するめいか漁業
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域
②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域
 - ② 対象とする漁業
 - ア 板びき網漁業
 - イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるするめいかを採捕する漁業
 - ③ 漁獲可能期間
 - ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで
 - イ その他漁業 周年
 - (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県するめいか漁業区分に配分する。

- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については許可隻数を現状の24隻（認可含む）を上限とする。

(別紙1-1) まあじ (省略)

(別紙1-2) まいわし太平洋系群 (省略)

(別紙1-7) まさば及びびごまさば太平洋系群 (省略)

クロマグロ

令和5管理年度の配分方針

小型魚

- 大臣管理区分及び都道府県とも、令和5管理年度当初はWCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分する。
- 令和5年3月に沿岸漁業の漁期（令和4管理年度）が終了した段階で、繰越分を沿岸漁業に優先的に配分する。
- 瀬戸内海と隣接する海域に面する8県に対して、瀬戸内海における混獲管理のための数量として、小型魚を0.1トンずつ配分する。

大型魚

- 大臣管理区分及び都道府県とも、令和5管理年度当初はWCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分する。
- 令和5年3月に沿岸漁業の漁期（令和4管理年度）が終了した段階で、繰越分を沿岸漁業に優先的に配分する。
- かつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等は、令和3管理年度までWCPFC基準年の平均漁獲実績よりも少ない配分となっていたため、令和4管理年度以降はWCPFC基準年の平均漁獲実績の数量以上の配分とする。

10

令和5管理年度の具体的な配分案

- 下表の令和5管理年度の当初の配分に加え、令和5年3月に沿岸漁業の漁期（令和4管理年度）が終了した段階で繰越分を配分する。

小型魚		単位:トン	
	令和4管理年度当初	令和5管理年度当初 ^{※1}	
大臣管理区分	1,269.0	1,269.0	
大中小型まぐろ漁業	1,200.0	1,200.0	
かじき等流し網漁業等	44.0	44.0	
かつお・まぐろ漁業	25.0	25.0	
都道府県	2,084.6	2092.0	
宮保	223.5	204.0	
合計	3,577.1	3,565.0	
大型魚		単位:トン	
	令和4管理年度当初	令和5管理年度当初 ^{※1}	
大臣管理区分	4,391.8	4,419.2	
大中小型まぐろ漁業	3,629.3	3,629.3	
かじき等流し網漁業等	21.6	21.6	
かつお・まぐろ漁業	740.9	768.3	
都道府県	1,724.0 ^{※2}	1,740.0	
宮保	100.1	84.8	
合計	6,231.9	6,244.0	

※1令和5管理年度の基礎的な配分から過去の超過数量等を差し引いた配分量。また、大型魚の大臣管理区分のうち、かつお・まぐろ漁業については、10管理における未消化数量の繰り越し分を令和5管理年度の基礎的な配分に乗せし、大型魚の宮保についてはこれを差し引いた配分量。

※2青森県の追加報告による令和3管理年度における超過数量を差し引いた配分量。

11

WCPFC：中西部太平洋まぐろ類委員会

国際委員会における決定事項

資源管理措置

(1) 中西部太平洋:WCPFC

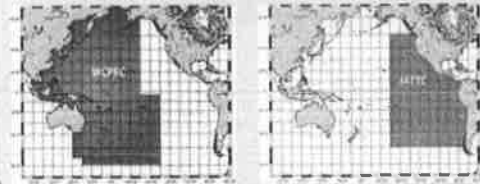
- ① 30キロ未満の小型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から半減。
(日本:8,015トン→4,007トン)
- ② 30キロ以上の大型魚の漁獲量を2002-04年平均水準の115%に制限。
(日本:5,614トン)

※以下は2022～2024年に限った措置

- ③ 漁獲上限の未利用分は翌年に繰越し可能。(漁獲上限の17%まで)
- ④ 小型魚漁獲上限について、10%まで大型魚に振替可能。

(2) 東部太平洋:IATTC

- ① 商業漁業については、2021～2022年(2年間)の漁獲上限は7,295トン。



WCPFC及びIATTCにおける漁獲戦略

① 暫定回復目標

「親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させる」

② 次期回復目標(親魚資源量を歴史的中間値まで回復させた後の目標)

「暫定回復目標達成後10年以内に60%以上の確率で初期資源量の20%まで回復させる」

③ 長期管理方針

A. 漁獲制御ルール

「次期回復目標」の達成確率が

(ア)60%を下回った場合、60%に戻るよう管理措置を自動的に強化。

(イ)75%を上回った場合、「次期回復目標」の70%以上を維持する範囲で、管理措置の変更が検討可能。

B. 管理基準値

「目標管理基準値(長期的に維持すべき資源の水準)」や「限界管理基準値(資源量がこれ以下となった場合、管理措置を強化する水準)」は、2018年から議論を開始。

11

資源評価結果 (将来予測)



(*) 初期資源量: 資源評価上の仮定を用いて、漁業が無い場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字。かつてそれだけの資源があったということの意味するものではない。

資料:ISCクロマグロ資源評価レポート(2021年)

12

スケトウダラ (太平洋系群) ①

スケトウダラは日本周辺に広く生息しており、本系群はこうち北日本～北方四島の太平洋側に分布する群れである。本系群の漁獲量や資源量は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。



図1 分布域

太平洋の沿岸域から沖合域にかけて広く分布する。主な産卵場は北海道噴火湾周辺海域である。

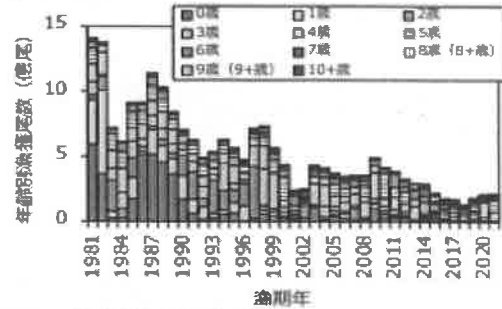


図3 年齢別漁獲尾数の推移

1980年代には0、1歳魚の漁獲が多かったが、これらは主に東北太平洋岸において漁獲されたもので、同海域の漁獲量の減少に伴い1990年代以降は少ない状態が続いている。1990年代には2、3歳魚の漁獲が多かったのに対し、2000年代後半からは4歳以上の魚が漁獲の中心となっている。

なお、本系群ではプラスグループとする年齢は1997年漁期以前は8歳以上（8+歳）、1998年漁期は9歳以上（9+歳）、1999年漁期以降は10歳以上（10+歳）としている。

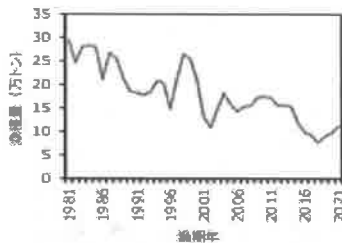


図2 漁獲量の推移

漁獲量は2000年代にはTAC規制なども働き、10.9万～21.0万トンで推移した。2015年漁期からは減少傾向となり2018年漁期には7.7万トンまで落ち込んだ。2019年漁期以降は増加に転じ2021年漁期には11.2万トンであった。

スケトウダラ (太平洋系群) ②

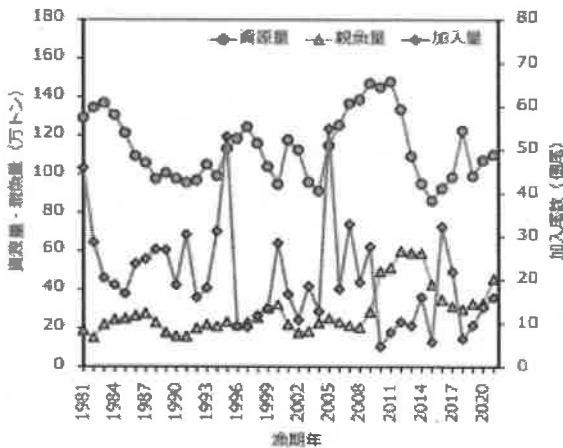


図4 資源量・親魚量・加入量の推移

本系群の資源量は1981年漁期以降、大きく落ち込むことなく推移している。加入量が30億尾を超える卓越年級群である2016年級群と、高豊度の2017年級群の加入により、近年の資源量は増加傾向である。両年級群の成熟に伴い2021年漁期の親魚量は45.7万トンに増加した。

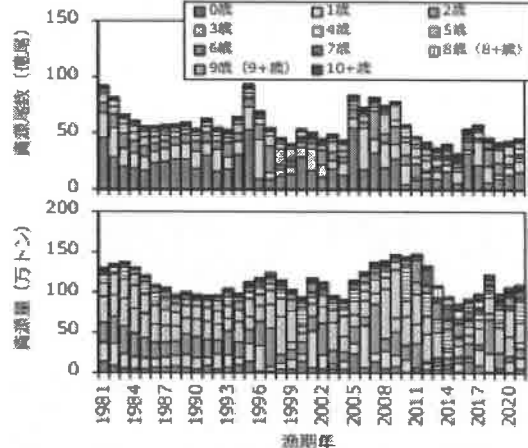


図5 年齢別資源尾数（上）と資源量（下）の推移

資源尾数は卓越年級群などの高豊度の年級群が発生した年に、資源量はその1～2年後に増加する傾向がある。2016年級群は、加入量が32億尾と推定される卓越年級群と考えられる。高豊度の年級群が発生する一方で、加入量が4.6億～6.4億尾と低い年級群（2010、2015、2018年級群）もみられる。



スルメイカ（冬季発生系群）①

スルメイカは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち主に冬季に東シナ海で発生し、太平洋を北上、秋・冬季に日本海を南下する群である。本系群の漁獲量や資源量は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。



図1 分布域

太平洋、オホーツク海、日本海、東シナ海に分布するが、我が国における主な漁場は太平洋に形成される。産卵場は主に冬季に東シナ海に形成される。

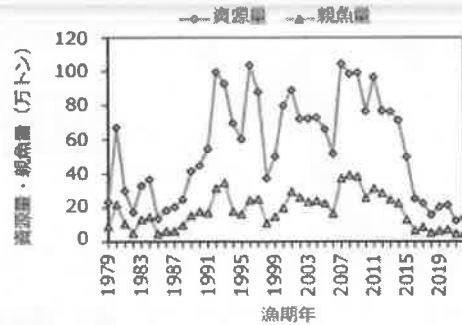


図3 資源量・親魚量

資源量は1990年漁期以降、概ね50万～100万トンで推移していたが、2015年漁期以降大きく減少に転じ、2022年漁期は14.1万トンと予測された。親魚量は直近5年間（2017～2021年漁期）で見ると横ばい傾向で、2021年漁期には4.8万トンであった。2022年漁期の資源量と親魚量は暫定値。

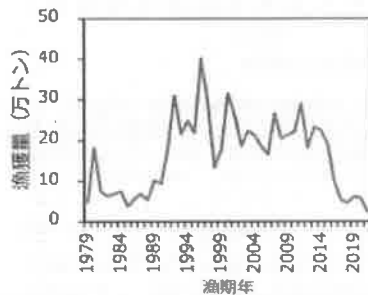


図2 漁獲量の推移

漁獲量は1980年代は低水準で推移し、1989年漁期以降増加傾向に転じて1996年漁期には約40.1万トンになった。その後は比較的安定して推移していたが、2016年漁期以降大きく減少しており、2021年漁期の漁獲量は2.5万トンであった。そのうち、日本の漁獲量は1.4万トン、韓国は0.6万トン、ロシアは0.5万トン、中国は455トンであった。

スルメイカ（冬季発生系群）④

将来の親魚量（万トン）

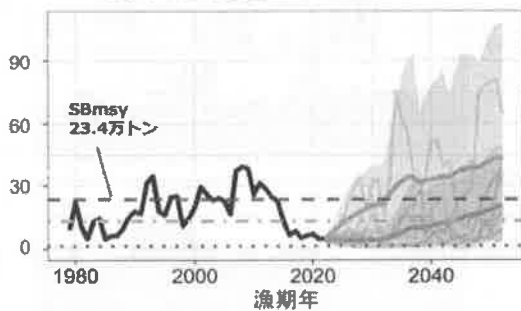
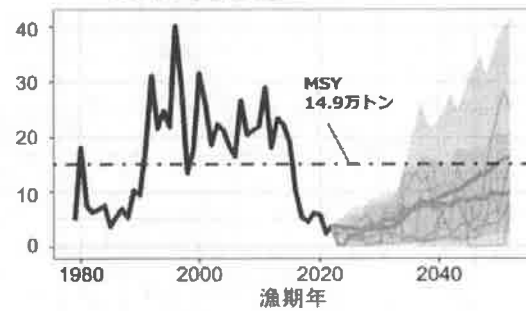


図8 漁獲量3年間一定方策の下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

直近5年間（2017～2021年漁期）のような加入状況が5年間継続した後、徐々に過去の平均的な加入状況に戻ると想定した仮定を適用し、 β を0.45とした場合の漁獲量3年間一定方策に基づく将来予測の結果を示す。0.45Fmsyでの漁獲を継続することにより平均値としては、長期的には漁獲量はMSY水準に近づき、親魚量は目標管理基準値より高い状態で推移する。

将来の漁獲量（万トン）



■ 漁獲量3年間一定方策に基づく将来予測 ($\beta=0.45$ の場合)
 ■ 現状の漁獲圧に基づく将来予測
 実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（1万回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。
 - - - - - MSY
 - - - - - 目標管理基準値
 - - - - - 現状の漁獲圧
 禁漁水準

茨城海区漁業調整委員会規程の改正について

令和5年2月16日

茨城海区漁業調整委員会事務局

1 改正規程

- (1) 茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程（平成17年8月11日規程第1号）
- (2) 茨城海区漁業調整委員会事務局規程（昭和38年5月1日規程第1号）

2 改正理由

令和5年4月1日以降、令和3年に改正された個人情報保護法（平成15年法律第57号）の規定が地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に適用されるのに伴い、県の条例、規則が改正されたこと等による。

3 主な改正内容

- (1) 茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程

- ・題名を次のように改める。

茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

- ・本文中、

「茨城県個人情報の保護に関する条例」 を
「茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例」 に、
「茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則」 を
「茨城県個人情報の保護に関する法律施行細則」 に改める。

- (2) 茨城海区漁業調整委員会事務局規程

- ・第6条(局長の専決)の(8)、

「茨城県個人情報の保護に関する条例（平成5年茨城県条例第2号）の規定に基づく個人情報の開示又は不開示及び訂正又は不訂正の決定並びにこれらの決定期間の延長の決定」 を

「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成17年3月24日茨城県条例第1号）の規定に基づく個人情報の開示又は不開示及び訂正又は不訂正の決定並びにこれらの決定期間の延長の決定」 に改める。

4 施行日

令和5年4月1日

※茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例の施行日と同日

○茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程 改正案

〔平成 17 年 8 月 11 日〕
規 程 第 1 号

令和 5 年 月 日規程第 号

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程（平成 17 年茨城海区漁業調整委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 17 年茨城県条例第 1 号）の規定に基づき同条例の施行に関し茨城海区漁業調整委員会が定める権限を有する事項については、茨城県個人情報の保護に関する法律施行細則（平成 17 年茨城県規則第 59 号）に定める例によるものとする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（令和 4 年規程第 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

○ 茨城海区漁業調整委員会事務局規程 改正案

〔昭和 38 年 5 月 1 日
規 程 第 1 号〕

改正 昭和52年 3月10日規程第 1号
昭和53年 6月29日規程第 1号
昭和61年 3月26日規程第 1号
昭和61年 9月22日規程第 3号
昭和63年 5月26日規程第 1号
平成 5年 8月26日規程第 2号
平成 6年 9月29日規程第 1号
平成12年 9月 8日規程第 2号
平成28年 3月31日規程第 1号
令和 2年12月 3日規程第 3号
令和 5年 月 日規程第 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の事務局の設置、組織及び権限等に関し必要な事項を定めるものとする。

(令和 2 規程 3 ・ 一部改正)

(事務局の設置)

第 2 条 委員会に事務局をおく。

(分掌事務)

第 3 条 事務局の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- (3) 諮問の受理、付託及び答申に関する事。
- (4) 要望等の受理、付託及び処理に関する事。
- (5) 海面利用協議会に関する事。
- (6) 議事録作成に関する事。
- (7) 委員会の諸規程の制定及び改廃に関する事。

(昭和63規程 1 ・ 全改、平成 6 規程 1 ・ 令和 2 規程 3 ・ 一部改正)

(職及び職務)

第 4 条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）、主任及び主事を置き、書記のうちから委員会が命ずる。

- 2 事務局に必要な応じ、副主査、係長を置き、書記のうちから委員会が命ずる。
- 3 局長は、会長の指揮を受け、事務局の事務を総理し、職員を指揮監督する。
- 4 副主査及び係長は、上司の命を受け、特に命じられた事項を処理する。
- 5 主任及び主事は、上司の命を受け事務を処理する。

(昭和63規程 1 ・ 全改、平成28規程 1 ・ 令和 2 規程 3 ・ 一部改正)

(代決)

第 5 条 局長が不在のとき（事故があるとき、又は欠けたときを含む。）は、あらかじめ局長の指定した職員が、その職務を代決する。

- 2 前項の場合において、重要若しくは異例に属する事務又は新たな計画に関する事務については、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示されたもの又は特に緊急を要するものは代決することができる。3前2項の規程により代決した事項のうち代決者において必要と認めるものについては、局長の後閲を受けなければならない。

(局長の専決)

第6条 局長は次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (2) 職員の服務に関する諸届の受理に関すること。
- (3) 職員の事務分担の決定に関すること。
- (4) 職員の職務専念義務の免除及び有給休暇の承認に関すること。
- (5) 職員の旅行命令及び復命の受理に関すること。
- (6) 職員の時間外勤務、休日勤務の命令に関すること。
- (7) 軽易な報告、照会及び回答に関すること。
- (8) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例(平成17年3月24日茨城県条例第1号)の規定に基づく個人情報の開示又は不開示及び訂正又は不訂正の決定並びにこれらの決定期間の延長の決定
- (9) 茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第5号)の規定に基づく行政文書の開示又は不開示の決定及びその決定期間の決定
- (10) その他軽易な事項に関すること。
(昭和52規程1・昭和61規程3・平成5規程2・平成12規定2・令和2規程3・一部改正)

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局の職員の服務並びに文書の処理及び整理保存に関しては、知事部局の例による。

(令和2規程3・一部改正)

付 則

~~茨城海区漁業調整委員会事務局規程(昭和36年規程第4号)は廃止する。~~

付 則(昭和52年規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(昭和61年規程第1号)

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則(昭和61年規程第3号)

この規程は、昭和61年10月1日から施行する。

付 則(昭和63年規程第1号)

この規程は、昭和63年6月1日から施行する。

付 則(平成5年規程第2号)

この規程は、平成5年10月1日から施行する。

付 則(平成6年規程第1号)

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

付 則(平成12年規程第2号)

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

付 則(平成28年規程第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(令和2年規程第3号)

この規程は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

付 則(令和4年規程第 号)

この規程は、令和5年4月1日から適用する。

【茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程 新旧対照表】

改正案	現行
<p>○茨城県個人情報の保護に関する<u>法律施行条例施行規程</u></p> <p>茨城県個人情報の保護に関する<u>法律施行条例</u>(平成17年茨城県条例第1号)の規定に基づき同条例の施行に関し茨城県海区漁業調整委員会が定める権限を有する事項については、茨城県個人情報の保護に関する<u>法律施行細則</u>(平成17年茨城県規則第59号)に定める例によるものとする。</p> <p>付 則 この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>○茨城県個人情報の保護に関する<u>条例施行規程</u></p> <p>茨城県個人情報の保護に関する<u>条例</u>(平成17年茨城県条例第1号)の規定に基づき同条例の施行に関し茨城県海区漁業調整委員会が定める権限を有する事項については、茨城県個人情報の保護に関する<u>条例施行規則</u>(平成17年茨城県規則第59号)に定める例によるものとする。</p> <p>付 則 この規程は、公布の日から施行する。</p>

【茨城県海区漁業調整委員会事務局規程 新旧対照表】

改正案	現行
<p>(局長の専決) 第6条 局長は次の各号に掲げる事項を専決することができる。 (1)～(7) (略) (8) <u>個人情報の保護に関する法律</u>(平成15年法律第57号)及び<u>茨城県個人情報保護の保護に関する法律施行条例</u>(平成17年3月24日茨城県条例第1号)の規定に基づく個人情報の開示又は不開示及び訂正又は不訂正の決定並びにこれらの決定期間の延長の決定 (9)、(10) (略)</p> <p>付 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>(局長の専決) 第6条 局長は次の各号に掲げる事項を専決することができる。 (1)～(7) (略) (8) 茨城県個人情報の保護に関する<u>条例</u>(平成5年茨城県条例第2号)の規定に基づく個人情報の開示又は不開示及び訂正又は不訂正の決定並びにこれらの決定期間の延長の決定 (9)、(10) (略)</p>

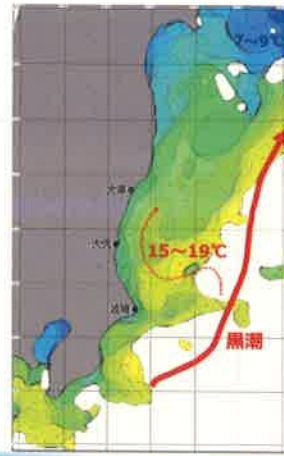
海区漁業調整委員会
令和5年2月16日

令和5年冬春季（3～5月）の 沿岸漁海況予報について

茨城県水産試験場 回遊性資源部

本県周辺海域の現況

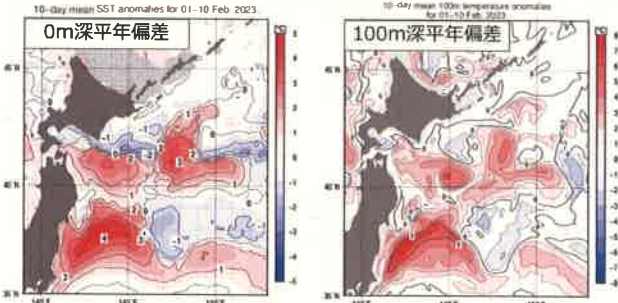
(NOAA人工衛星水温画像2月2日)



- 黒潮
犬吠埼東40マイルを北北東に流去
北限は143°30'Eで38°20'N付近まで
達し北偏傾向
- 暖水域
黒潮系暖水が福島県沿岸まで北上
茨城県海域は15～19℃の暖水に覆わ
れている（沿岸は12～16℃）。
- 冷水域
金華山沖には7～9℃の比較的冷たい
水が分布している（黒潮により南下が
ブロック）。

本県周辺海域の現況

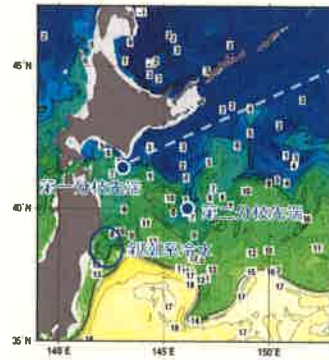
(気象庁「海洋の健康診断表」0m深水温平年偏差2月上旬)



いずれも黒潮流路で「やや高め～高め」、それ以外の
沿岸域で概ね「やや高め」
⇒ 今年は黒潮による影響が大きい特異年

親潮の勢力の予測

気象庁発表100m深水温図（2月2日）



現在の第一分枝の先端

- 第一分枝の先端は41°30'N、
143°00'E付近に位置し、
平年よりも北偏
- 今後1か月において、親潮の
南限（第二分枝）は40°50'N、
146°50'E付近になる見通し
（気象庁 1月31日発表）

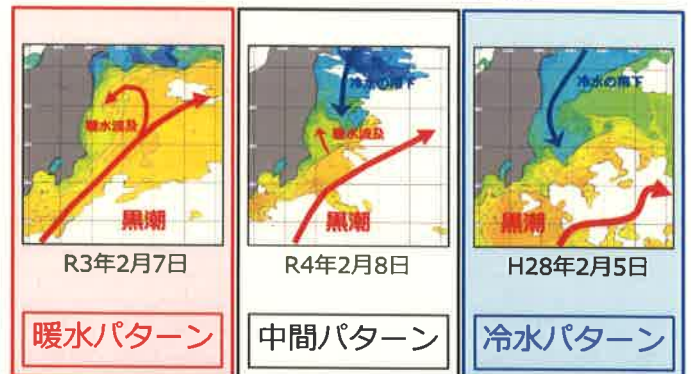
↓
本県沿岸域への冷水の
影響は小さい

黒潮の流路の予測



⇒ 今後も本県海域は黒潮からの反流や暖水波及による影響を受ける可能性がある。

海況パターンによる予測



1・2月の海況パターンが分かれば、その後の傾向がつかめる

今年（令和5年）の海況パターンは？

1月	2月	令和5年 1月・2月ともに暖水パターン
暖	暖	

過去（昭和53年以降）の傾向をみると・・・

1月	2月	3月	4月	5月
暖	暖	暖	暖	暖
		10回	5回	8回
		中 1回	中 4回	中 1回
		冷 0回	冷 1回	冷 2回
		不明 0回	不明 1回	不明 0回

過去11回（年）

S53, S54, H3, H9, H11, H20, H25, H29, R1, R2, R3

1～2月が暖水パターンの場合、
3月以降も暖水パターンであることが多い！

→ 3月は暖水パターンとなる見込み
4月以降も暖水パターンが続く可能性が高い

冬春季（3～5月）海況予測のまとめ

- 現在、本県沿岸域は黒潮からの反流によって暖水に覆われている。
- 親潮第一分枝は北偏傾向で、沿岸域への冷水の影響は小さい。
- 3月以降も「暖水」パターンの可能性が高い。



茨城県沿岸域の水温は引き続き「高め傾向」で推移する。

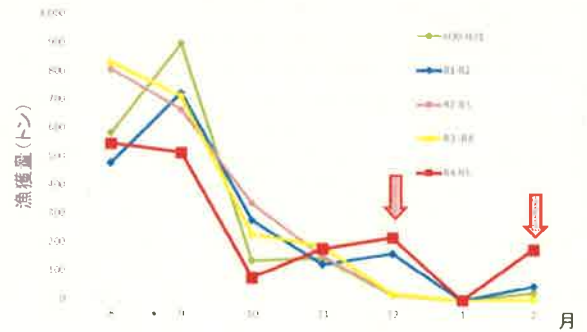
船びき網漁の漁況経過及び予測

シラス漁の漁況経過

特筆事項

令和4年12月と令和5年2月の
シラス漁獲量について

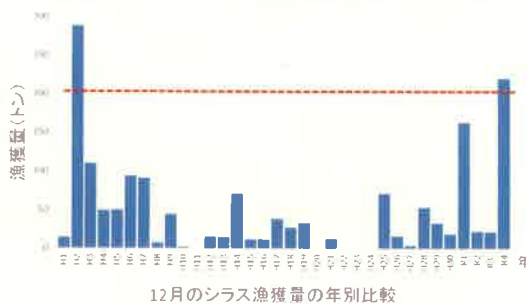
平成30年～令和5年の8月～2月のシラス漁獲量



シラス漁獲量の推移（平成30年～令和5年の8月～2月）

令和4年12月、令和5年2月はシラス漁獲量が多くなった。

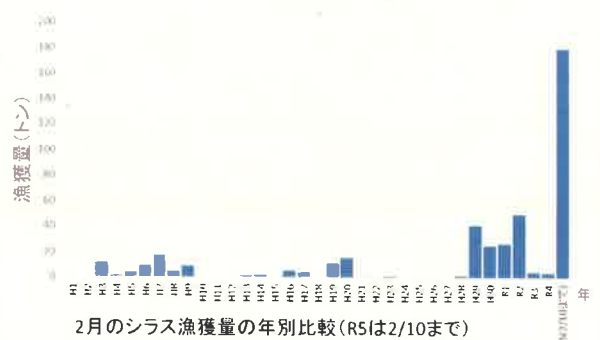
12月のシラス漁獲量の経年変化



12月のシラス漁獲量の年別比較

令和4年12月は令和1年を上回り、平成2年以来の200トンを超える漁獲量となった。

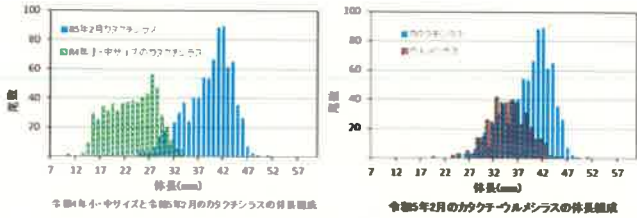
2月のシラス漁獲量の経年変化



2月のシラス漁獲量の年別比較（R5は2/10まで）

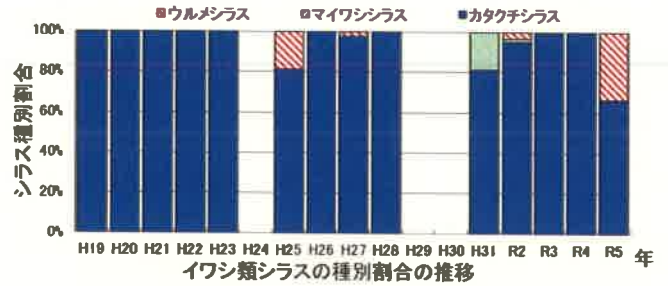
令和5年2月(10日までの集計)は平成1年以降、類を見ない程、豊漁になった。

小・中サイズ(令和4年7~8月)と令和5年2月のシラス体長モード



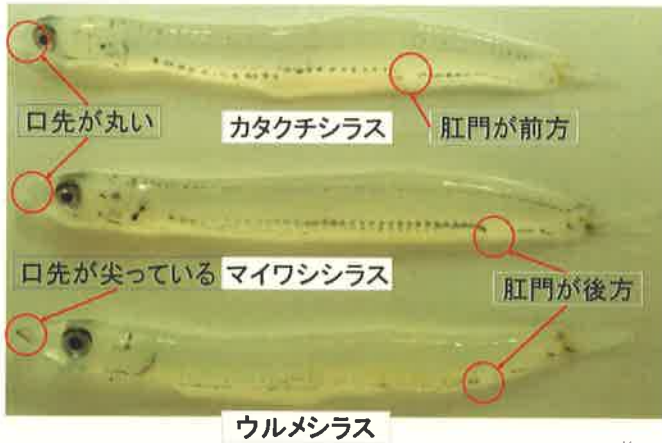
令和5年2月のカタクチシラスはカエリに近いサイズで、体長モードからみて、令和4年12月に獲れていた小・中サイズのシラスが成長し、漁獲されたものと考えられる。
 また、2月のシラスには、ウルメシラスが混入しているが、12月中旬までの調査で確認できなかったことから、新たに加入したものと考えられる。

2月のシラス種組成



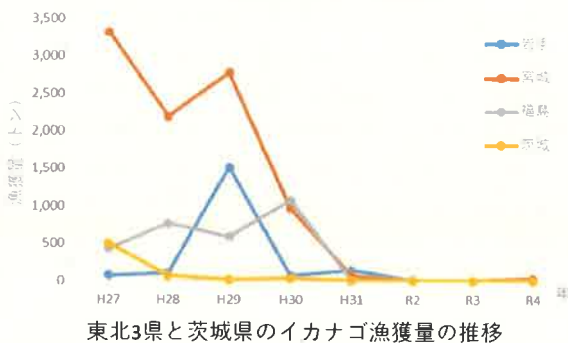
シラス種組成は年により異なるが、今年(令和5年)はウルメシラスの混入が目立ち、今年の混入率(33.6%)は平成25年の混入率(18.8%)を上回っている。

カタクチ・マイワシ・ウルメシラスの特徴



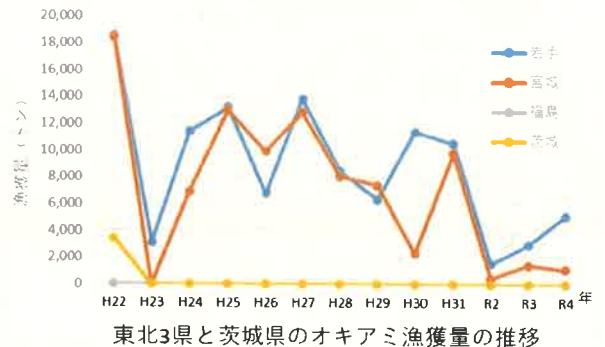
イカナゴ・オキアミ漁の漁況経過

イカナゴ漁獲量の年別推移



平成31年以降、4県ともほとんど漁獲がない。

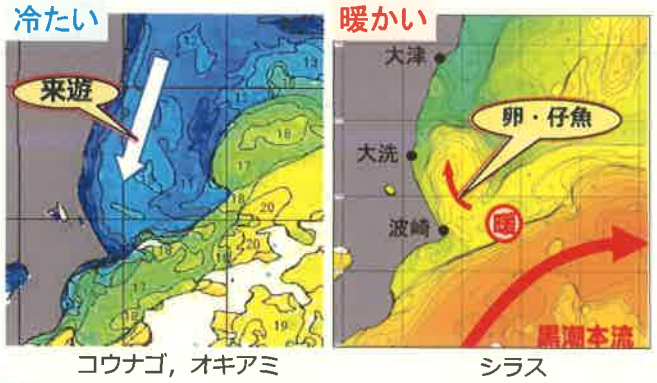
ツノナシオキアミ漁獲量の年別推移



平成23年以降、福島、茨城県では1トンを超える漁獲はない。

船曳網の漁況予測

コウナゴ・オキアミ・シラスに適した冬春季の海況



今年（令和5年）の海況パターンは？

1月	2月	令和5年
暖	暖	1月・2月ともに暖水パターン

過去（昭和53年以降）の傾向をみると・・・

1月	2月	3月	4月	5月
暖	暖	暖 10回 中 1回 冷 0回 不明 0回	暖 5回 中 4回 冷 1回 不明 1回	暖 8回 中 1回 冷 2回 不明 0回

過去11回（年）
S53, S54, H3, H9, H11, H20, H25, H29, R1, R2, R3

1～2月が暖水パターンの場合、
3月以降も暖水パターンであることが多い！

→ 3月は暖水パターンとなる見込み
4月以降も暖水パターンが続く可能性が高い

過去10カ年の海況パターンと4・5月のシラス漁況

年号	海況パターン					漁獲量(トン)		
	1月	2月	3月	4月	5月	4月	5月	4+5月
H25	暖	暖	暖	欠測	中	47	136	183
H26	冷	中	欠測	中	暖	245	751	996
H27	冷	冷	欠測	欠測	中	1	222	223
H28	冷	冷	暖	冷	暖	119	518	637
H29	暖	暖	暖	中	暖	205	952	1,157
H30	冷	冷	欠測	中	暖	148	689	837
R1	暖	暖	暖	中	暖	2	42	44
R2	暖	暖	暖	中	暖	8	195	204
R3	暖	暖	暖	暖	暖	107	95	202
R4	暖	中	冷	中	中	0	0	1

【海況パターンは3・4・5月とも暖水パターンになると予測】

過去10年間で同じ海況パターンは令和3年のみで、4・5月の漁獲量合計は202トンであった。

イカナゴ・オキアミ東北3県の調査状況と前年の漁況

魚種	令和5年調査状況	令和4年漁模様
イカナゴ (コウナゴ)	・宮城県 2/7 仙台湾 49尾 2/7 牡鹿半島 20尾 ※ 不漁水準と予測	・宮城県 事前調査 2/9 仙台湾 8尾 2/1 牡鹿半島 1尾 ※ 漁獲 4/3~5/7 35t
	・福島県 1/23 相馬沖 0尾 2/1 請戸沖 1尾 2/3 相馬沖 採捕有 ※ 不漁水準と予測	・福島県 2/1 請戸沖 8尾 2/7 相馬沖 45尾 ※ 漁獲なし
ツノナシ オキアミ (イサダ)	・岩手県 イサダ未調査(2月下旬) ※ 海水温：平年並み	・岩手県 ※ 漁獲 2/22~4/11 5,135t
	・宮城県 イサダ未調査(2月下旬) ※ 海水温：平年+2℃	・宮城県 ※ 漁獲 3/1~4/25 1,134t

冬春季の船びき網漁況予測まとめ

魚種	予測のポイント	漁況予測
イカナゴ (コウナゴ)	・暖かい海況が続く来遊に不適 ・宮城、福島の子稚魚調査結果は今のところ低調 ・両県とも不漁水準と予測	不漁
ツノナシ オキアミ (イサダ)	・暖かい海況が続く来遊に不適	不漁
シラス (4~5月) ※	・暖かい海況が続く	4月~5月の漁獲量は令和3年並みの200トン程度と予測

※春シラス（5~7月）の予測は5月に発表します